諸外国の財政調整制度

				日本	英国	フランス	ドイツ	スウェーデン
税収の中央:地方比				57:43	94:6	82:18	51:49	55:45
（実額:中央/地方）				55兆円／41兆円	3,205億ポンド／202億ポンド	3,744億ユーロ／796億ユーロ	2,324億ユーロ／2,234億ユーロ	5,090億クローナ／4,198億クローナ
一人当たり税収（最大／最小）				3．2倍	1．5倍	1．8倍	2．2倍 [5．4倍]	1．4倍
財政調整制度	垂直調整制度	総額決定方法	調整額	17.0兆円	349億ポンド	371億ユーロ	26億ユーロ	552億クローナ
			対中央政府支出比	21.0%	7.0%	9.2%	0.8%	6.4%
			中央政府支出	80.8兆円	5,006億ポンド	4,044億ユーロ	3,247億ユーロ	8,671億クローナ
			ルール	国税5税の一定割合	―	物価上昇率 ＋実質GDP伸率×50%	配分額の積上げ	―
			その他	地財計画上の財源不足額を基礎として加算額を決定。	国の策定する公共支出計画において、中央政府の財政政策上の要請を踏まえつつ決定。	―	―	国の予算編成のシーリングの中で、中央政府の財政上の観点を勘案しつつ決定。
		配分方法		[財政力・需要調整] 各自治体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額を計算し、その差額を配分。	[財政力・需要調整] 各自治体ごとに相対需要額と相対財源額等を計算し、その差額等を配分。	[財政力調整] ①人口、②一人当たり財政力、③財政努力、等の指標により配分。	[財政力調整] 一人当たり財政力が全国平均比99.5%に満たない州へ、99.5%を下回る部分の77.5%の交付金を交付。	[財政力調整] 一人当たり課税所得が全国平均比115%(県110%)を下回る団体へ国が交付金を交付。
	水平調整制度		調整額	―	―	―	182億ユーロ	115億クローナ
			対地方政府支出比	―	―	―	4.0%	1.7%
			地方政府支出	72.9兆円	1,603億ポンド	1,875億ユーロ	4,500億ユーロ	6,617億クローナ
		配分方法		―	―	―	[財政力調整] ①付加価値税の州取得分の25%を上限に、一人当たり州税収が全国平均未満の団体に優先配分。 ②一人当たり財政力が全国平均を超過する州の拠出金により、一人当たり財政力が全国平均を下回る州へ交付金を交付。	[財政力調整] 一人当たり課税所得が全国平均比115%（県110%)を上回る団体が国へ負担金を拠出。 [需要調整] 平均的行政コストを上回る団体が、平均的行政コストを下回る団体の負担により交付金を受領。
GDP(2005)（円換算値）				501兆円	1兆2,245億ポンド（245兆円）	1兆7,100億ユーロ（234兆円）	2兆2,410億ユーロ（307兆円）	2兆6,705億クローナ（39兆円）

（注1)税収の中央:地方比は、日本以外はOECD Revenue Statistics(2004年の計数）から作成(ドイツの州税は便宜上地方税として整理。なお、国税として整理した場合の比率は88:12)。日本は2007年度予算ベース。

（注2)各国の一人当たり税収（最大／最小)の値の算定方法は以下の通り(〈 〉内は比較対象となる団体)。

日本:2005年度決算(超過課税分除く)による比較〈都道府県〉、英国:2006年度歳入援助交付金算定時に用いられた課税ベースによる比較〈カウンティ及びロンドン市〉、

フランス:2006年度予算の不動産税及び職業税の課税ベースによる比較〈レジオン(職業税のデータのないコルシカを除く)〉、ドイツ:2005年の付加価値税配分前の税収による比較〈旧西独州。[ ]内は旧東独州を含む全州〉、

スウェーデン:2006年度の平衡交付金算定時に用いられた課税ベースによる比較〈カウンティ〉。

（注3)各国の財政調整額は2005年度の計数。対象とした財政調整制度等は以下による。

日本(2005年度決算):地方交付税、英国(財務省資料):歳入援助交付金、フランス(内務省資料):経常費総合交付金、

ドイツ(財務省資料):垂直調整額は連邦補充交付金（特別需要交付金との合計は146億ユーロ[中央政府支出比4.5%])、水平調整額は付加価値税の州間配分額（補足的配分部分）に州間調整交付金額を加えた額、

スウェーデン(地方政府連合会資料):垂直調整額は平衡交付金、水平調整額は歳入平衡負担金と費用平衡負担金の合計。

（注4)中央政府支出及び地方政府支出はNational Account vol4 2006による一般政府内の移転支出を含む2005年の計数（日本は内閣府「平成17年度国民経済計算確報」による2005年度の計数)。

（注5)日本の中央政府支出は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響を除外した値。

（注6) GDPの円換算値は2005年の対円レート（ポンド:200.17円、ユーロ:136.9円、クローナ:14.753円）による。

〈参考〉財務省 財政制度等審議会 海外調査報告書（平成19年6月）

府県・政令市の財政比較（普通会計決算（平成23年度））

＜府県＞

（単位：千円・%）

			滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		鳥取県		徳島県	
				構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
歳入総額			497,019,184	100.0%	913,365,113	100.0%	2,847,193,057	100.0%	2,160,373,009	100.0%	497,685,944	100.0%	557,361,226	100.0%	358,483,500	100.0%	485,540,011	100.0%
	地方税		149,076,058	30.0%	263,236,273	28.8%	970,208,279	34.1%	565,021,137	26.2%	116,885,732	23.5%	84,992,613	15.2%	50,482,621	14.1%	73,344,164	15.1%
	地方交付税		113,164,954	22.8%	173,002,387	18.9%	297,271,924	10.4%	320,660,175	14.8%	150,061,520	30.2%	166,743,250	29.9%	134,967,505	37.6%	150,627,539	31.0%
	国庫支出金		59,248,056	11.9%	94,696,173	10.4%	248,636,138	8.7%	209,368,003	9.7%	69,517,758	14.0%	79,205,328	14.2%	57,201,133	16.0%	63,281,701	13.0%
	地方債		75,951,236	15.3%	146,635,200	16.1%	388,175,895	13.6%	338,467,423	15.7%	70,321,500	14.1%	83,663,567	15.0%	53,978,106	15.1%	61,429,000	12.7%
	その他		99,578,880	20.0%	235,795,080	25.8%	942,900,821	33.1%	726,856,271	33.6%	90,899,434	18.3%	142,756,468	25.6%	61,854,135	17.3%	136,857,607	28.2%
歳出総額			492,200,848	100.0%	906,717,766	100.0%	2,820,265,795	100.0%	2,150,448,460	100.0%	489,237,820	100.0%	545,821,368	100.0%	337,485,541	100.0%	462,398,074	100.0%
	義務的経費		257,091,987	52.2%	399,354,032	44.0%	1,213,761,682	43.0%	899,638,630	41.8%	251,016,812	51.3%	236,932,302	43.4%	154,095,777	45.7%	220,065,905	47.6%
		人件費	169,237,399	34.4%	283,991,845	31.3%	823,701,194	29.2%	565,938,962	26.3%	159,172,754	32.5%	148,648,570	27.2%	90,398,395	26.8%	117,512,466	25.4%
		扶助費	9,188,583	1.9%	13,777,235	1.5%	45,120,309	1.6%	29,585,627	1.4%	14,554,832	3.0%	11,167,957	2.0%	6,544,367	1.9%	13,080,748	2.8%
		公債費	78,666,005	16.0%	101,584,952	11.2%	344,940,179	12.2%	304,114,041	14.1%	77,289,226	15.8%	77,115,775	14.1%	57,153,015	16.9%	89,472,691	19.3%
	投資的経費		60,477,307	12.3%	99,045,508	10.9%	177,487,942	6.3%	249,938,093	11.6%	67,988,177	13.9%	110,347,029	20.2%	69,708,312	20.7%	67,908,861	14.7%
		うち普通建設事業費	60,299,125	12.3%	98,033,464	10.8%	177,309,134	6.3%	234,877,565	10.9%	64,868,748	13.3%	100,861,432	18.5%	67,023,589	19.9%	65,609,698	14.2%
	その他の経費		174,631,554	35.5%	408,318,226	45.0%	1,429,016,171	50.7%	1,000,871,737	46.5%	170,232,831	34.8%	198,542,037	36.4%	113,681,452	33.7%	174,423,308	37.7%
実質収支			1,272,551		499,612		12,412,781		731,088		2,441,274		4,271,193		14,905,809		6,764,803	
標準財政規模			311,638,239		510,357,074		1,516,143,929		1,038,680,739		307,324,839		287,189,946		215,782,793		258,999,069	
地方債現在高			1,015,109,391		1,678,143,545		5,409,778,131		4,183,237,817		1,082,496,010		909,317,487		662,608,996		942,342,484	
	住民一人当たり地方債現在高		728		660		623		751		773		893		1,126		1,198	
積立金現在高	財政調整基金		9,849,502		20,909		139,155,697		329,306		18,038,457		4,046,824		3,978,536		13,035,160	
	減債基金		8,590,848		－		26,135,365		－		33,296,394		17,598,996		26,361,901		2,137,869	
	その他特定目的基金		49,984,547		57,880,287		162,304,543		99,331,038		87,529,437		48,455,418		56,467,027		58,301,984	
財政力指数			0.54		0.57		0.72		0.59		0.40		0.31		0.26		0.29	
経常収支比率			93.8		95.4		97.0		99.3		91.7		92.6		88.8		94.2	
実質公債費比率			16.1		14.2		18.4		19.5		11.6		12.4		12.6		21.4	
将来負担比率			229.4		255.6		254.7		351.7		208.3		189.3		123.3		228.5	
参考	人　口（人）（H24.3.31現在）		1,394,472		2,542,740		8,679,933		5,572,405		1,401,243		1,018,668		588,715		786,640	
	面　積(㎢)		3,766.90		4,613.21		1,899.28		8,396.16		3,691.09		4,726.29		3,507.28		4,146.74	
	職員数（人）	一般職員	4,217		6,116		12,719		10,054		4,093		4,811		3,905		4,246	
		警察官	2,238		6,502		21,308		11,474		2,407		2,140		1,217		1,532	
		教育公務員	10,753		15,851		48,532		34,309		8,981		8,233		5,351		6,780	
		計	17,208		28,469		82,559		55,837		15,481		15,184		10,473		12,558	
	県民経済（H22）	県内総生産(名目)(百万円)	6,013,854		9,372,569		36,384,314		18,346,170		3,551,806		3,503,380		1,836,172		2,819,974	
		1人当たり県民所得(千円)	3,269		2,726		2,821		2,687		2,486		2,548		2,260		2,758	

＜政令市＞

			京都市		大阪市		堺市		神戸市	
				構成比		構成比		構成比		構成比
歳入総額			765,828,272	100.0%	1,651,156,490	100.0%	354,988,375	100.0%	748,719,154	100.0%
	地方税		248,619,923	32.5%	636,066,246	38.5%	132,616,382	37.4%	269,848,203	36.0%
	地方交付税		63,993,452	8.4%	54,194,825	3.3%	21,875,162	6.2%	73,743,222	9.8%
	国庫支出金		117,648,022	15.4%	344,383,677	20.9%	77,007,628	21.7%	124,295,726	16.6%
	都道府県支出金		28,441,205	3.7%	50,902,877	3.1%	15,877,485	4.5%	27,472,799	3.7%
	地方債		90,941,787	11.9%	164,084,100	9.9%	58,502,820	16.5%	70,108,000	9.4%
	その他		216,183,883	28.2%	401,524,765	24.3%	49,108,898	13.8%	183,251,204	24.5%
歳出総額			759,489,311	100.0%	1,649,897,364	100.0%	351,950,473	100.0%	742,317,803	100.0%
	義務的経費		383,302,381	50.5%	975,500,020	59.1%	188,439,475	53.5%	430,120,367	57.9%
		人件費	117,988,094	15.5%	241,496,660	14.6%	52,450,988	14.9%	125,222,303	16.9%
		扶助費	180,688,105	23.8%	496,849,933	30.1%	104,750,222	29.8%	174,069,197	23.4%
		公債費	84,626,182	11.1%	237,153,427	14.4%	31,238,265	8.9%	130,828,867	17.6%
	投資的経費		64,763,818	8.5%	90,088,021	5.5%	44,499,642	12.6%	77,810,042	10.5%
		うち普通建設事業費	64,392,397	8.5%	90,088,021	5.5%	44,499,642	12.6%	77,810,042	10.5%
	その他の経費		311,423,112	41.0%	584,309,323	35.4%	119,011,356	33.8%	234,387,394	31.6%
実質収支			1,448,165		452,595		992,048		2,206,602	
標準財政規模			349,448,352		751,596,404		183,401,846		383,451,953	
地方債現在高			1,220,125,279		2,745,021,486		330,349,598		1,145,033,858	
	住民一人当たり地方債現在高		883		1,079		394		757	
積立金現在高	財政調整基金		377,591		－		1,796,800		421,381	
	減債基金		2,653,800		54,918,346		2,057,249		24,371,288	
	その他特定目的基金		36,304,282		96,491,664		34,237,446		24,534,325	
財政力指数			0.75		0.91		0.83		0.73	
経常収支比率			98.8		99.5		95.5		96.1	
実質公債費比率			13.7		10.0		4.9		12.1	
将来負担比率			237.2		199.9		52.8		152.6	
参考	人口（人）（H24.3.31現在）		1,382,113		2,543,137		838,675		1,512,109	
	面積(㎢)		827.90		223.00		149.99		552.26	
	職員数（人）	一般職員	10,365		21,949		4,598		10,632	
		うち消防職員	1,826		3,385		908		1,453	
		教育公務員	733		1,957		311		955	
		計	11,098		23,906		4,909		11,587	

市町村（政令市除く）主要財政指標の府県別平均（※単純平均）

府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
滋賀県	13市	0.76	86.9	12.5	95.8
	6町	0.64	85.0	12.0	60.0
京都府	14市	0.61	91.7	10.6	97.1
	11町村	0.50	92.5	12.8	110.0
大阪府	31市	0.76	96.0	8.3	98.8
	10町村	0.65	91.4	13.5	71.5
兵庫県	28市	0.65	90.5	13.6	118.8
	12町	0.53	89.2	13.9	120.0
奈良県	12市	0.58	93.8	13.7	147.8
	27町村	0.33	90.6	13.4	84.1
和歌山県	9市	0.54	91.5	12.4	91.3
	21町村	0.29	88.1	11.5	91.1
鳥取県	4市	0.53	90.0	17.9	133.9
	15町村	0.29	86.2	15.6	74.9
徳島県	8市	0.52	88.5	12.2	77.9
	16町村	0.36	82.1	9.3	27.4

（注）

実質収支：単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いたもの

標準財政規模：標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の規模

財政力指数：地方交付税の算定に用いる基準財政需要額（基本的な財政需要）に対する基準財政収入額（基本的な収入）の割合の過去3年間の平均値

経常収支比率：人件費や施設維持費などの経常的な経費に、府税、普通交付税などの経常的な収入がどの程度充当されたかを示したもの

実質公債費比率：地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

将来負担比率：地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

県内総生産：国内総生産(GDP)の都道府県版で、企業や個人が年度内に新たに生み出したモノやサービスの価値を金額で表したもの

県民所得：県民所得は、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得を合計したもの

府県税の状況（普通会計決算（平成23年度））

（単位：千円・％）

		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		鳥取県		徳島県	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
府県税（歳入）	普通税	148,998,649	99.9	263,141,004	100.0	970,134,627	100.0	564,957,322	100.0	116,741,538	99.9	84,953,440	100.0	50,462,360	100.0	73,317,625	100.0
	法定普通税	148,998,649	99.9	263,141,004	100.0	970,134,627	100.0	564,957,322	100.0	116,741,538	99.9	84,953,440	100.0	50,462,360	100.0	73,317,625	100.0
	道府県民税	57,315,313	38.4	104,779,110	39.8	383,372,647	39.5	234,782,868	41.6	53,672,787	45.9	32,340,759	38.1	16,960,093	33.6	26,746,049	36.5
	個人均等割	1,193,650	0.8	1,126,596	0.4	3,800,974	0.4	4,514,940	0.8	891,953	0.8	647,389	0.8	412,737	0.8	342,222	0.5
	所得割	45,125,880	30.3	84,000,634	31.9	286,873,011	29.6	193,095,733	34.2	45,687,459	39.1	25,564,475	30.1	13,715,343	27.2	19,799,501	27.0
	法人均等割	1,612,394	1.1	2,780,460	1.1	15,604,600	1.6	4,768,347	0.8	1,136,068	1.0	1,089,186	1.3	773,377	1.5	887,824	1.2
	法人税割	7,515,953	5.0	11,929,653	4.5	59,049,470	6.1	21,818,431	3.9	2,886,770	2.5	3,332,630	3.9	1,456,928	2.9	3,117,374	4.3
	利子割	1,102,381	0.7	3,022,367	1.1	10,777,415	1.1	5,251,162	0.9	1,562,761	1.3	1,019,058	1.2	398,374	0.8	790,420	1.1
	配当割	620,486	0.4	1,559,598	0.6	5,941,644	0.6	4,329,251	0.8	1,217,127	1.0	569,743	0.7	167,918	0.3	621,066	0.8
	株式等譲渡所得割	144,569	0.1	359,802	0.1	1,325,533	0.1	1,005,004	0.2	290,649	0.2	118,278	0.1	35,416	0.1	1,187,642	1.6
	事業税	27,838,651	18.7	47,947,825	18.2	208,403,002	21.5	88,750,194	15.7	11,892,723	10.2	12,488,416	14.7	6,671,527	13.2	11,417,211	15.6
	個人分	1,226,983	0.8	3,443,859	1.3	14,342,744	1.5	6,401,684	1.1	1,180,568	1.0	910,624	1.1	365,552	0.7	452,386	0.6
	法人分	26,611,668	17.9	44,503,966	16.9	194,060,258	20.0	82,348,510	14.6	10,712,155	9.2	11,577,792	13.6	6,305,975	12.5	10,964,825	14.9
	地方消費税	23,507,423	15.8	53,649,066	20.4	188,297,479	19.4	103,028,291	18.2	21,396,194	18.3	17,084,156	20.1	11,350,602	22.5	13,851,236	18.9
	不動産取得税	3,312,074	2.2	7,711,697	2.9	29,572,464	3.0	15,062,193	2.7	2,586,291	2.2	1,943,916	2.3	1,068,487	2.1	1,614,251	2.2
	道府県たばこ税	3,007,160	2.0	5,470,868	2.1	23,679,470	2.4	11,300,375	2.0	2,467,457	2.1	2,272,641	2.7	1,254,131	2.5	1,713,967	2.3
	ゴルフ場利用税	1,255,434	0.8	922,478	0.4	1,609,919	0.2	4,519,235	0.8	954,591	0.8	445,368	0.5	131,726	0.3	305,951	0.4
	自動車取得税	2,018,817	1.4	3,088,469	1.2	9,691,107	1.0	6,813,549	1.2	1,598,611	1.4	1,256,694	1.5	761,764	1.5	908,433	1.2
	軽油引取税	12,087,489	8.1	12,973,901	4.9	44,018,107	4.5	37,373,559	6.6	5,755,970	4.9	5,354,527	6.3	5,012,423	9.9	6,137,673	8.4
	自動車税	18,647,685	12.5	26,596,316	10.1	81,490,304	8.4	63,322,352	11.2	16,416,019	14.0	11,766,711	13.8	7,250,855	14.4	10,621,306	14.5
	鉱区税	8,603	0.0	1,274	0.0	128	0.0	4,706	0.0	895	0.0	252	0.0	752	0.0	1,548	0.0
	固定資産税特例	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	法定外普通税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	目的税	61,270	0.0	92,900	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	127,994	0.1	39,173	0.0	20,057	0.0	26,464	0.0
	法定目的税	22,586	0.0	32,095	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	19,450	0.0	39,173	0.0	14,710	0.0	26,464	0.0
	狩猟税	22,586	0.0	32,095	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	19,450	0.0	39,173	0.0	14,710	0.0	26,464	0.0
	法定外目的税	38,684	0.0	60,805	0.0	－	－	－	－	108,544	0.1	－	－	5,347	0.0	－	－
	旧法による税	16,139	0.0	2,369	0.0	62,842	0.0	5,328	0.0	16,200	0.0	－	－	204	0.0	75	0.0
	合計	149,076,058	100.0	263,236,273	100.0	970,208,279	100.0	565,021,137	100.0	116,885,732	100.0	84,992,613	100.0	50,482,621	100.0	73,344,164	100.0
税交付金（歳出）	利子割交付金	614,643		1,372,845		5,444,915		2,887,576		900,915		582,465		225,622		445,416	
	配当割交付金	368,488		927,453		3,533,135		2,574,541		723,419		338,025		99,835		370,654	
	株式等譲渡所得割交付金	85,816		213,649		787,753		598,397		172,422		70,216		21,030		705,454	
	地方消費税交付金	11,717,180		26,721,120		92,944,873		50,672,195		10,842,384		8,567,062		5,674,399		7,183,487	
	ゴルフ場利用税交付金	886,482		654,183		1,137,763		3,183,051		669,795		320,234		92,432		214,892	
	特別地方消費税交付金	－		389		137		219		－		－		－		－	
	自動車取得税交付金	1,310,210		2,417,728		7,518,570		5,121,949		1,079,915		829,816		523,173		624,667	
	軽油引取税交付金	－		3,973,937		17,015,743		6,392,677		－		－		－		－	
	合計	14,982,819		36,281,304		128,382,889		71,430,605		14,388,850		10,707,818		6,636,491		9,544,570	

市町村税の状況（府県別・普通会計決算（平成23年度））

（単位：千円・%）

		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		鳥取県		徳島県	
		13市6町	構成比	1政令市 14市11町村	構成比	2政令市 31市10町村	構成比	1政令市 28市12町	構成比	12市27町村	構成比	9市21町村	構成比	4市15町村	構成比	8市16町村	構成比
政令市				248,619,923	100.0	768,682,628	100.0	269,848,203	100.0								
	市町村民税 個人分			76,367,252	30.7	169,429,574	22.0	87,361,830	32.4								
	市町村民税 法人分			28,485,427	11.5	126,381,629	16.4	27,222,644	10.1								
	固定資産税			102,819,553	41.4	338,499,518	44.0	113,136,897	41.9								
	市町村たばこ税			9,943,714	4.0	35,397,831	4.6	10,021,636	3.7								
	特別土地保有税				0.0	31,449	0.0	5,925	0.0								
	都市計画税			22,827,603	9.2	67,718,727	8.8	22,508,011	8.3								
	その他			8,176,374	3.3	31,223,900	4.1	9,591,260	3.6								
市計（政令市除く）		201,097,304	100.0	133,686,145	100.0	736,024,076	100.0	584,319,421	100.0	139,178,541	100.0	105,624,651	100.0	51,820,217	100.0	81,353,324	100.0
	市町村民税 個人分	66,583,961	33.1	47,328,730	35.4	263,512,401	35.8	199,388,279	34.1	56,912,609	40.9	32,642,667	30.9	16,947,001	32.7	23,784,678	29.2
	市町村民税 法人分	21,275,889	10.6	10,171,935	7.6	52,376,185	7.1	42,237,808	7.2	8,830,652	6.3	9,564,643	9.1	4,851,150	9.4	8,723,090	10.7
	固定資産税	91,224,703	45.4	61,774,522	46.2	308,067,740	41.9	262,546,058	44.9	56,569,221	40.6	47,621,458	45.1	25,239,159	48.7	40,520,361	49.8
	市町村たばこ税	8,679,507	4.3	6,011,766	4.5	35,632,529	4.8	23,172,468	4.0	6,095,938	4.4	5,625,001	5.3	3,041,958	5.9	3,975,419	4.9
	特別土地保有税	19,779	0.0	2,271	0.0	33,863	0.0	76	0.0		0.0	424	0.0		0.0	41,696	0.1
	都市計画税	9,179,706	4.6	6,647,683	5.0	64,280,305	8.7	43,100,520	7.4	8,277,476	5.9	6,353,857	6.0	720,697	1.4	2,922,583	3.6
	その他	4,133,759	2.1	1,749,238	1.3	12,121,053	1.6	13,874,212	2.4	2,492,645	1.8	3,816,601	3.6	1,020,252	2.0	1,385,497	1.7
町村計		13,318,911	100.0	19,263,670	100.0	24,723,400	100.0	34,273,681	100.0	31,126,115	100.0	23,256,664	100.0	15,176,319	100.0	20,846,211	100.0
	市町村民税 個人分	3,168,303	23.8	5,937,545	30.8	9,035,940	36.5	10,791,113	31.5	13,496,968	43.4	7,042,644	30.3	4,471,246	29.5	6,978,534	33.5
	市町村民税 法人分	1,904,630	14.3	1,478,828	7.7	1,408,805	5.7	2,484,711	7.2	1,399,008	4.5	1,198,185	5.2	700,116	4.6	1,335,617	6.4
	固定資産税	7,479,723	56.2	9,977,038	51.8	11,709,334	47.4	17,972,468	52.4	13,651,101	43.9	12,408,135	53.4	8,668,847	57.1	10,667,862	51.2
	市町村たばこ税	553,091	4.2	842,284	4.4	1,672,502	6.8	1,499,300	4.4	1,480,457	4.8	1,352,277	5.8	807,470	5.3	1,287,007	6.2
	特別土地保有税		0.0		0.0		0.0	50	0.0	10,240	0.0	500	0.0		0.0	56,868	0.3
	都市計画税		0.0	745,760	3.9	596,237	2.4	905,542	2.6	570,801	1.8	300,278	1.3		0.0	39,395	0.2
	その他	213,164	1.6	282,215	1.5	300,582	1.2	620,497	1.8	517,540	1.7	954,645	4.1	528,640	3.5	480,928	2.3
合計		**214,416,215**	**100.0**	**401,569,738**	**100.0**	**1,529,430,104**	**100.0**	**888,441,305**	**100.0**	**170,304,656**	**100.0**	**128,881,315**	**100.0**	**66,996,536**	**100.0**	**102,199,535**	**100.0**
	市町村民税 個人分	69,752,264	32.5	129,633,527	32.3	441,977,915	28.9	297,541,222	33.5	70,409,577	41.3	39,685,311	30.8	21,418,247	32.0	30,763,212	30.1
	市町村民税 法人分	23,180,519	10.8	40,136,190	10.0	180,166,619	11.8	71,945,163	8.1	10,229,660	6.0	10,762,828	8.4	5,551,266	8.3	10,058,707	9.8
	固定資産税	98,704,426	46.0	174,571,113	43.5	658,276,592	43.0	393,655,423	44.3	70,220,322	41.2	60,029,593	46.6	33,908,006	50.6	51,188,223	50.1
	市町村たばこ税	9,232,598	4.3	16,797,764	4.2	72,702,862	4.8	34,693,404	3.9	7,576,395	4.4	6,977,278	5.4	3,849,428	5.7	5,262,426	5.1
	特別土地保有税	19,779	0.0	2,271	0.0	65,312	0.0	6,051	0.0	10,240	0.0	924	0.0	0	0.0	98,564	0.1
	都市計画税	9,179,706	4.3	30,221,046	7.5	132,595,269	8.7	66,514,073	7.5	8,848,277	5.2	6,654,135	5.2	720,697	1.1	2,961,978	2.9
	その他	4,346,923	2.0	10,207,827	2.5	43,645,535	2.9	24,085,969	2.7	3,010,185	1.8	4,771,246	3.7	1,548,892	2.3	1,866,425	1.8

参考42

関西の市町村の財政指標等

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口（人）	面積（km2）	政令指定都市	中核市	特例市
滋賀県	大津市	0.81	88.4	10.0	53.5	337.634	464.10		○	
滋賀県	彦根市	0.75	90.6	14.2	71.5	112.156	196.84			
滋賀県	長浜市	0.59	82.7	12.9	－	124.131	680.79			
滋賀県	近江八幡市	0.68	80.5	8.5	－	81.738	177.39			
滋賀県	草津市	0.93	88.3	5.9	－	130.874	67.92			
滋賀県	守山市	0.86	85.5	7.8	－	76.560	55.73			
滋賀県	栗東市	1.01	93.9	19.9	281.8	63.655	52.75			
滋賀県	甲賀市	0.76	83.5	14.8	80.5	92.704	481.69			
滋賀県	野洲市	0.82	91.1	16.0	76.9	49.955	80.15			
滋賀県	湖南市	0.91	91.7	12.3	64.9	54.614	70.49			
滋賀県	高島市	0.42	88.4	15.9	151.8	52.486	693.00			
滋賀県	東近江市	0.71	83.1	11.5	49.4	115.479	388.58			
滋賀県	米原市	0.57	81.8	13.4	31.5	40.060	250.46			
滋賀県	日野町	0.69	81.8	12.7	91.5	22.870	117.63			
滋賀県	竜王町	1.03	89.9	18.4	122.9	12.916	44.52			
滋賀県	愛荘町	0.62	79.5	15.3	－	20.118	37.95			
滋賀県	豊郷町	0.41	84.8	6.3	－	7.566	7.82			
滋賀県	甲良町	0.41	92.7	11.8	1.4	7.500	13.62			
滋賀県	多賀町	0.66	81.4	7.4	24.1	7.761	135.93			
京都府	京都市	0.75	98.8	13.7	237.2	1.474.015	827.90	○		
京都府	福知山市	0.53	86.0	11.9	139.3	79.652	552.57			
京都府	舞鶴市	0.72	84.4	10.4	75.3	88.669	342.35			
京都府	綾部市	0.49	88.7	14.8	44.0	35.836	347.11			
京都府	宇治市	0.82	90.1	4.5	－	189.609	67.55			
京都府	宮津市	0.42	91.4	16.4	236.0	19.948	169.32			
京都府	亀岡市	0.59	94.7	14.1	151.4	92.399	224.90			
京都府	城陽市	0.67	97.7	14.6	105.7	80.037	32.74			
京都府	向日市	0.71	95.8	3.5	13.8	54.328	7.67			
京都府	長岡京市	0.85	93.8	4.0	15.5	79.844	19.18			
京都府	八幡市	0.69	95.2	2.6	30.9	74.227	24.37			
京都府	京田辺市	0.76	92.1	6.8	－	67.910	42.94			
京都府	京丹後市	0.35	90.7	15.7	110.2	59.038	501.84			
京都府	南丹市	0.35	91.7	18.9	145.5	35.214	616.31			
京都府	木津川市	0.67	91.4	12.8	79.8	69.761	85.12			
京都府	大山崎町	0.86	97.1	10.8	86.9	15.121	5.97			
京都府	久御山町	1.12	94.7	2.9	－	15.914	13.86			
京都府	井手町	0.47	108.2	4.4	－	8.447	18.02			
京都府	宇治田原町	0.67	89.9	10.5	－	9.711	58.26			
京都府	笠置町	0.26	106.9	18.4	39.3	1.626	23.57			
京都府	和束町	0.22	89.1	18.7	130.8	4.482	64.87			
京都府	精華町	0.70	89.4	15.8	150.9	35.630	25.66			
京都府	南山城村	0.27	89.2	16.8	97.9	3.078	64.21			
京都府	京丹波町	0.29	81.8	15.3	143.7	15.732	303.07			
京都府	伊根町	0.12	85.8	10.8	－	2.410	62.00			
京都府	与謝野町	0.32	87.0	16.4	150.6	23.454	107.04			
大阪府	大阪市	0.91	99.5	10.0	199.9	2.665.314	223.00	○		
大阪府	堺市	0.83	95.5	4.9	52.8	841.966	149.99	○		
大阪府	岸和田市	0.58	97.3	14.4	119.4	199.234	72.32			○
大阪府	豊中市	0.93	96.0	10.8	51.2	389.341	36.38		○	
大阪府	池田市	0.86	101.4	7.2	82.1	104.229	22.09			
大阪府	吹田市	1.01	102.3	0.4	－	355.798	36.11			○
大阪府	泉大津市	0.71	99.4	18.7	194.0	77.548	13.36			
大阪府	高槻市	0.78	91.5	▲ 0.1	－	357.359	105.31		○	
大阪府	貝塚市	0.69	99.5	13.8	104.6	90.519	43.99			
大阪府	守口市	0.79	101.0	7.7	86.9	146.697	12.73			
大阪府	枚方市	0.83	89.4	1.0	8.2	407.978	65.08			○
大阪府	茨木市	0.96	86.2	▲ 0.5	－	274.822	76.52			○
大阪府	八尾市	0.76	95.6	6.7	53.9	271.460	41.71			○
大阪府	泉佐野市	0.97	103.6	21.2	364.9	100.801	56.36			
大阪府	富田林市	0.65	94.2	1.7	－	119.576	39.66			
大阪府	寝屋川市	0.68	94.3	4.3	7.4	238.204	24.73			○
大阪府	河内長野市	0.66	97.7	10.6	－	112.490	109.61			
大阪府	松原市	0.60	99.2	9.0	120.1	124.594	16.66			
大阪府	大東市	0.82	88.3	2.7	20.0	127.534	18.27			

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口（人）	面積（km2）	政令指定都市	中核市	特例市
大阪府	和泉市	0.70	94.1	4.8	41.8	184,988	84.98			
大阪府	箕面市	0.99	94.8	4.9	－	129,895	47.84			
大阪府	柏原市	0.67	92.3	9.5	58.7	74,773	25.39			
大阪府	羽曳野市	0.59	94.5	10.7	116.6	117,681	26.44			
大阪府	門真市	0.72	98.7	7.0	47.3	130,282	12.28			
大阪府	摂津市	1.06	99.4	7.9	－	83,720	14.88			
大阪府	高石市	0.87	95.6	14.7	248.4	59,572	11.35			
大阪府	藤井寺市	0.62	97.6	6.1	48.7	66,165	8.89			
大阪府	東大阪市	0.75	95.7	7.8	43.9	509,533	61.81		○	
大阪府	泉南市	0.76	92.0	9.9	166.1	64,403	48.83			
大阪府	四條畷市	0.62	97.7	11.0	67.5	57,554	18.74			
大阪府	交野市	0.73	95.1	16.6	258.4	77,686	25.55			
大阪府	大阪狭山市	0.73	94.5	10.0	16.5	58,227	11.86			
大阪府	阪南市	0.56	96.6	8.1	44.1	56,646	36.10			
大阪府	島本町	0.79	99.4	11.4	－	28,935	16.78			
大阪府	豊能町	0.59	91.2	5.0	48.4	21,989	34.37			
大阪府	能勢町	0.46	87.0	9.8	68.5	11,650	98.68			
大阪府	忠岡町	0.59	100.3	18.6	176.2	18,149	4.03			
大阪府	熊取町	0.68	93.0	9.4	48.0	45,069	17.23			
大阪府	田尻町	1.40	70.4	15.8	0.1	8,085	5.60			
大阪府	岬町	0.55	96.1	21.0	157.4	17,504	49.10			
大阪府	太子町	0.56	92.2	13.3	35.2	14,220	14.17			
大阪府	河南町	0.50	92.5	12.0	31.9	17,040	25.26			
大阪府	千早赤阪村	0.37	91.7	18.3	77.5	6,015	37.38			
兵庫県	神戸市	0.73	96.1	12.1	152.6	1,544,200	552.26	○		
兵庫県	姫路市	0.83	82.1	10.1	67.9	536,270	534.44		○	
兵庫県	尼崎市	0.83	94.5	12.4	166.8	453,748	50.20		○	
兵庫県	明石市	0.76	93.6	8.4	66.5	290,959	49.25			○
兵庫県	西宮市	0.87	95.3	9.8	65.4	482,640	99.96		○	
兵庫県	洲本市	0.47	89.8	15.7	134.0	47,254	182.48			
兵庫県	芦屋市	0.91	98.7	13.0	148.3	93,238	18.47			
兵庫県	伊丹市	0.86	99.8	7.5	60.7	196,127	24.97			
兵庫県	相生市	0.57	91.7	12.2	141.6	31,158	90.46			
兵庫県	豊岡市	0.40	87.4	18.3	153.4	85,592	697.66			
兵庫県	加古川市	0.87	87.4	8.3	37.3	266,937	138.51			○
兵庫県	赤穂市	0.72	87.6	11.7	161.3	50,523	126.88			
兵庫県	西脇市	0.52	89.8	12.1	97.2	42,802	132.47			
兵庫県	宝塚市	0.88	97.8	9.1	64.6	225,700	101.80			○
兵庫県	三木市	0.69	92.8	12.3	42.6	81,009	176.58			
兵庫県	高砂市	0.93	86.7	8.8	81.8	93,901	34.40			
兵庫県	川西市	0.77	97.4	11.4	160.9	156,423	53.44			
兵庫県	小野市	0.68	86.4	12.2	－	49,680	92.92			
兵庫県	三田市	0.83	93.9	12.2	－	114,216	210.22			
兵庫県	加西市	0.60	87.2	17.1	103.7	47,993	150.95			
兵庫県	篠山市	0.44	100.7	22.7	247.1	43,263	377.61			
兵庫県	養父市	0.24	86.4	16.5	121.1	26,501	422.78			
兵庫県	丹波市	0.44	84.1	13.1	58.7	67,757	493.28			
兵庫県	南あわじ市	0.45	84.2	16.1	158.7	49,834	229.23			
兵庫県	朝来市	0.46	86.6	17.0	96.0	32,814	402.98			
兵庫県	淡路市	0.35	87.3	22.7	269.3	46,459	184.28			
兵庫県	宍粟市	0.38	93.9	19.9	180.7	40,938	658.60			
兵庫県	加東市	0.77	82.8	14.5	－	40,181	157.49			
兵庫県	たつの市	0.59	87.0	15.7	83.2	80,518	210.93			
兵庫県	猪名川町	0.64	88.6	4.1	－	31,739	90.41			
兵庫県	多可町	0.35	95.3	15.6	46.8	23,104	185.15			
兵庫県	稲美町	0.74	83.3	9.8	49.5	31,026	34.96			
兵庫県	播磨町	0.87	88.3	4.9	－	33,183	9.09			
兵庫県	市川町	0.42	86.8	16.9	134.0	13,288	82.70			
兵庫県	福崎町	0.75	87.9	13.3	136.6	19,830	45.82			
兵庫県	神河町	0.48	92.9	19.7	82.4	12,289	202.27			
兵庫県	太子町	0.69	88.8	13.2	75.0	33,438	22.62			
兵庫県	上郡町	0.56	95.4	16.3	260.6	16,636	150.28			
兵庫県	佐用町	0.35	82.7	14.2	69.4	19,265	307.51			
兵庫県	香美町	0.28	90.7	20.7	182.0	19,696	369.08			
兵庫県	新温泉町	0.27	89.8	18.6	163.8	16,004	241.00			
奈良県	奈良市	0.76	98.9	14.0	204.0	366,591	276.84		○	
奈良県	大和高田市	0.50	95.1	14.7	112.9	68,451	16.49			
奈良県	大和郡山市	0.70	91.0	11.5	151.0	89,023	42.68			

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口（人）	面積（km2）	政令指定都市	中核市	特例市
奈良県	天理市	0.59	99.6	10.5	104.5	69,178	86.37			
奈良県	橿原市	0.69	96.1	10.0	105.5	125,605	39.52			
奈良県	桜井市	0.54	99.7	11.6	109.6	60,146	98.92			
奈良県	五條市	0.35	93.2	16.3	162.4	34,460	292.05			
奈良県	御所市	0.41	95.3	19.0	195.0	30,287	60.58			
奈良県	生駒市	0.82	92.4	4.8	－	118,113	53.18			
奈良県	香芝市	0.68	89.0	22.1	218.1	75,227	24.23			
奈良県	葛城市	0.59	82.2	10.1	65.1	35,859	33.73			
奈良県	宇陀市	0.32	92.8	19.4	197.6	34,227	247.62			
奈良県	山添村	0.31	92.5	18.7	14.6	4,107	66.56			
奈良県	平群町	0.53	93.5	13.8	211.9	19,727	23.90			
奈良県	三郷町	0.51	87.3	6.7	－	23,440	8.80			
奈良県	斑鳩町	0.58	92.3	7.4	17.9	27,734	14.27			
奈良県	安堵町	0.38	94.7	10.1	1.4	7,929	4.33			
奈良県	川西町	0.49	86.9	16.1	5.5	8,653	5.94			
奈良県	三宅町	0.32	93.1	10.8	39.4	7,440	4.07			
奈良県	田原本町	0.56	88.6	10.1	63.2	32,121	21.10			
奈良県	曽爾村	0.12	93.6	19.5	13.9	1,895	47.84			
奈良県	御杖村	0.11	87.7	12.4	－	2,102	79.63			
奈良県	高取町	0.35	89.6	14.6	168.8	7,657	25.77			
奈良県	明日香村	0.24	90.6	17.7	44.6	5,856	24.08			
奈良県	上牧町	0.46	88.9	20.1	226.9	23,728	6.14			
奈良県	王寺町	0.62	94.4	15.7	－	22,182	7.00			
奈良県	広陵町	0.59	93.1	15.7	113.8	33,070	16.33			
奈良県	河合町	0.54	96.8	17.8	253.8	18,531	8.27			
奈良県	吉野町	0.26	93.8	12.3	97.8	8,642	95.65			
奈良県	大淀町	0.46	87.9	8.1	－	19,176	38.06			
奈良県	下市町	0.24	91.6	15.7	120.6	7,020	62.01			
奈良県	黒滝村	0.11	99.3	11.6	－	840	47.71			
奈良県	天川村	0.13	84.9	11.9	78.7	1,572	175.70			
奈良県	野迫川村	0.11	89.4	15.3	57.1	524	155.03			
奈良県	十津川村	0.23	78.7	6.1	－	4,107	672.35			
奈良県	下北山村	0.22	91.7	17.9	－	1,039	133.53			
奈良県	上北山村	0.13	88.5	12.6	4.8	683	274.05			
奈良県	川上村	0.12	86.8	8.4	－	1,643	269.16			
奈良県	東吉野村	0.13	88.8	15.9	62.5	2,143	131.60			
和歌山県	和歌山市	0.80	94.5	11.6	148.3	370,364	209.23		○	
和歌山県	海南市	0.61	91.4	13.9	131.1	54,783	101.19			
和歌山県	橋本市	0.50	95.7	12.5	161.4	66,361	130.31			
和歌山県	有田市	0.55	88.6	15.3	61.8	30,592	36.92			
和歌山県	御坊市	0.52	96.8	13.3	116.2	26,111	43.93			
和歌山県	田辺市	0.38	88.1	14.2	65.4	79,119	1,026.77			
和歌山県	新宮市	0.38	96.1	12.6	86.4	31,498	255.43			
和歌山県	紀の川市	0.47	90.2	11.3	44.3	65,840	228.24			
和歌山県	岩出市	0.64	82.5	6.8	7.0	52,882	38.50			
和歌山県	紀美野町	0.24	91.9	14.5	148.2	10,391	128.31			
和歌山県	かつらぎ町	0.38	94.0	13.8	131.0	18,230	151.73			
和歌山県	九度山町	0.22	91.9	16.1	101.1	4,963	44.12			
和歌山県	高野町	0.21	92.7	10.6	－	3,975	137.08			
和歌山県	湯浅町	0.34	91.6	12.8	160.6	13,210	20.80			
和歌山県	広川町	0.31	85.4	6.8	－	7,714	65.31			
和歌山県	有田川町	0.33	86.5	13.5	66.3	27,162	351.77			
和歌山県	美浜町	0.31	91.5	8.6	40.5	8,077	12.79			
和歌山県	日高町	0.29	92.0	11.0	44.8	7,432	46.42			
和歌山県	由良町	0.39	84.2	11.1	112.8	6,508	30.74			
和歌山県	印南町	0.32	79.5	8.8	－	8,606	113.63			
和歌山県	みなべ町	0.32	81.0	18.1	114.0	13,470	120.26			
和歌山県	日高川町	0.22	86.4	17.9	98.1	10,509	331.65			
和歌山県	白浜町	0.49	92.4	10.4	87.1	22,696	201.04			
和歌山県	上富田町	0.46	89.5	18.3	139.3	14,807	57.49			
和歌山県	すさみ町	0.18	86.7	11.1	6.5	4,730	174.71			
和歌山県	那智勝浦町	0.37	88.0	7.1	34.0	17,080	183.45			
和歌山県	太地町	0.21	87.0	5.6	－	3,250	5.96			
和歌山県	古座川町	0.13	80.0	8.9	－	3,103	294.52			
和歌山県	北山村	0.13	86.1	6.2	－	486	48.21			
和歌山県	串本町	0.29	91.2	9.4	81.7	18,249	135.78			
鳥取県	鳥取市	0.52	82.9	16.0	117.2	197,449	765.66			○
鳥取県	米子市	0.66	93.3	20.8	179.0	148,271	132.21			

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口（人）	面積（km2）	政令指定都市	中核市	特例市
鳥取県	倉吉市	0.43	92.5	17.7	137.2	50,720	272.15			
鳥取県	境港市	0.50	91.2	17.2	102.3	35,259	28.82			
鳥取県	岩美町	0.28	88.6	13.5	63.9	12,362	122.38			
鳥取県	若桜町	0.13	83.5	12.2	16.5	3,873	199.31			
鳥取県	智頭町	0.21	78.2	14.0	81.8	7,718	224.61			
鳥取県	八頭町	0.24	84.2	11.8	77.5	18,427	206.71			
鳥取県	三朝町	0.25	85.6	15.2	8.3	7,015	233.46			
鳥取県	湯梨浜町	0.28	86.7	17.2	94.0	17,029	77.95			
鳥取県	琴浦町	0.35	90.0	15.3	159.9	18,531	139.92			
鳥取県	北栄町	0.33	88.1	20.2	147.4	15,442	57.15			
鳥取県	日吉津村	0.83	83.6	11.6	38.0	3,339	4.16			
鳥取県	大山町	0.27	86.5	17.1	49.9	17,491	189.79			
鳥取県	南部町	0.26	84.6	15.2	77.1	11,536	114.03			
鳥取県	伯耆町	0.33	89.4	14.6	51.9	11,621	139.45			
鳥取県	日南町	0.13	89.3	13.7	－	5,460	340.87			
鳥取県	日野町	0.17	86.1	22.6	81.0	3,745	134.02			
鳥取県	江府町	0.33	88.8	19.6	102.0	3,379	124.66			
徳島県	徳島市	0.81	93.8	7.2	69.5	264,548	191.68			
徳島県	鳴門市	0.65	92.7	15.5	124.3	61,513	135.46			
徳島県	小松島市	0.54	93.3	17.6	120.9	40,614	45.30			
徳島県	阿南市	0.89	85.1	9.6	－	76,063	279.54			
徳島県	吉野川市	0.41	87.1	13.5	94.0	44,020	144.19			
徳島県	阿波市	0.37	81.1	9.4	15.3	39,247	190.97			
徳島県	美馬市	0.30	86.4	11.5	72.9	32,484	367.38			
徳島県	三好市	0.21	88.2	13.3	48.1	29,951	721.48			
徳島県	勝浦町	0.24	75.9	8.2	－	5,765	69.80			
徳島県	上勝町	0.12	85.7	6.3	－	1,783	109.68			
徳島県	佐那河内村	0.15	74.4	14.8	－	2,588	42.30			
徳島県	石井町	0.51	89.0	9.0	－	25,954	28.83			
徳島県	神山町	0.22	74.3	6.5	－	6,038	173.31			
徳島県	那賀町	0.19	78.8	13.7	－	9,318	694.86			
徳島県	牟岐町	0.19	84.2	6.2	49.9	4,826	56.57			
徳島県	美波町	0.19	84.0	8.0	－	7,765	140.85			
徳島県	海陽町	0.18	73.4	9.1	－	10,446	327.58			
徳島県	松茂町	0.92	78.8	3.6	－	15,070	13.94			
徳島県	北島町	0.76	79.0	6.0	0.8	21,658	8.77			
徳島県	藍住町	0.68	82.2	7.3	3.0	33,338	16.27			
徳島県	板野町	0.49	88.4	12.5	－	14,241	36.18			
徳島県	上板町	0.42	87.2	12.6	17.0	12,727	34.51			
徳島県	つるぎ町	0.20	89.0	11.3	57.6	10,490	194.80			
徳島県	東みよし町	0.29	89.4	14.1	36.2	15,044	122.55			
関西合計	**241**	**0.53**				**22,277,331**	**34,995.06**	**4**	**9**	**10**
滋賀県	**19**	**0.72**	**86.4**	**12.0**	**48.2**	**1,410,777**	**4,017.36**	**0**	**1**	**0**
京都府	**26**	**0.56**	**95.3**	**12.4**	**164.8**	**2,636,092**	**4,608.40**	**1**	**0**	**0**
大阪府	**43**	**0.74**	**97.0**	**7.9**	**102.9**	**8,865,245**	**1,901.42**	**2**	**3**	**6**
兵庫県	**41**	**0.62**	**92.4**	**12.0**	**111.6**	**5,588,133**	**8,396.39**	**1**	**3**	**3**
奈良県	**39**	**0.41**	**94.1**	**13.1**	**121.8**	**1,400,728**	**3,691.09**	**0**	**1**	**0**
和歌山県	**30**	**0.37**	**91.1**	**12.2**	**99.4**	**1,002,198**	**4,726.29**	**0**	**1**	**0**
鳥取県	**19**	**0.34**	**87.4**	**17.0**	**113.3**	**588,667**	**3,507.31**	**0**	**0**	**1**
徳島県	**24**	**0.41**	**87.5**	**10.3**	**29.1**	**785,491**	**4,146.80**	**0**	**0**	**0**

※ 人口は平成22年国勢調査、面積は平成24年全国都道府県市区町村別面積調に基づく。境界未定の地域がある市町村の面積は、総務省自治行政局市町村体制整備課発行「全国市町村要覧 平成24年版」の便宜上の概算数値を記載。

※ 政令指定都市・中核市・特例市の区分は平成24年４月１日現在。

※ 財政指標は平成23年度決算に基づく。関西合計及び各府県については、財政力指数は単純平均、経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率は加重平均である。

○財政力指数＝ 基準財政収入額 ／ 基準財政需要額

※過去３年間の平均値で算出

○経常収支比率＝ （人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等） ／ （経常一般財源等（地方税＋普通交付税等）＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債） × 100

○実質公債費比率＝ （地方債の元利償還金等－（特定財源＋元利償還金等に係る基準財政需要額算入額）） ／ （標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要額算入額） × 100

※過去３年間の平均値で算出。

○将来負担比率＝ （将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債に係る基準財政需要額算入見込額）） ／ （標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要額算入額） × 100

関西の地域別将来推計人口

	平成22(2010)年		平成27(2015)年		平成32(2020)年		増減率 H22→H32	平成37(2025)年		平成42(2030)年		平成47(2035)年		平成52(2040)年		増減率 H22→H52
	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率		推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	
滋賀県	1,410,777		1,419,654		1,414,000		0.2%	1,398,322		1,375,179		1,345,284		1,309,300		-7.2%
65歳以上	291,814	20.7%	343,739	24.2%	372,421	26.3%		384,696	27.5%	394,802	28.7%	406,054	30.2%	428,941	32.8%	
75歳以上	141,912	10.1%	161,776	11.4%	187,130	13.2%		223,662	16.0%	239,569	17.4%	241,081	17.9%	242,383	18.5%	
京都府	2,636,092		2,614,519		2,566,846		-2.6%	2,499,460		2,418,108		2,325,138		2,223,586		-15.6%
65歳以上	616,952	23.4%	730,729	27.9%	768,685	29.9%		769,725	30.8%	771,665	31.9%	781,035	33.6%	809,144	36.4%	
75歳以上	292,142	11.1%	347,042	13.3%	407,965	15.9%		483,506	19.3%	494,721	20.5%	476,809	20.5%	467,069	21.0%	
大阪府	8,865,245		8,808,282		8,648,899		-2.4%	8,410,039		8,118,391		7,793,928		7,453,526		-15.9%
65歳以上	1,984,854	22.4%	2,345,351	26.6%	2,466,902	28.5%		2,457,235	29.2%	2,476,091	30.5%	2,551,871	32.7%	2,684,737	36.0%	
75歳以上	842,898	9.5%	1,070,197	12.1%	1,303,902	15.1%		1,527,801	18.2%	1,549,127	19.1%	1,479,034	19.0%	1,471,843	19.7%	
兵庫県	5,588,133		5,532,477		5,421,943		-3.0%	5,268,695		5,088,284		4,887,804		4,673,709		-16.4%
65歳以上	1,289,876	23.1%	1,501,342	27.1%	1,587,699	29.3%		1,599,663	30.4%	1,611,952	31.7%	1,638,796	33.5%	1,700,273	36.4%	
75歳以上	604,460	10.8%	710,427	12.8%	827,542	15.3%		966,343	18.3%	999,667	19.6%	976,744	20.0%	967,997	20.7%	
奈良県	1,400,728		1,370,353		1,330,085		-5.0%	1,279,718		1,222,563		1,160,609		1,096,162		-21.7%
65歳以上	336,259	24.0%	392,214	28.6%	415,940	31.3%		417,066	32.6%	414,814	33.9%	412,976	35.6%	417,107	38.1%	
75歳以上	155,355	11.1%	183,102	13.4%	216,069	16.2%		253,921	19.8%	263,328	21.5%	254,426	21.9%	246,834	22.5%	
和歌山県	1,002,198		961,378		917,238		-8.5%	869,182		819,680		769,428		719,427		-28.2%
65歳以上	274,192	27.4%	300,566	31.3%	307,484	33.5%		302,906	34.8%	296,484	36.2%	288,879	37.5%	286,868	39.9%	
75歳以上	140,781	14.0%	152,537	15.9%	165,419	18.0%		183,735	21.1%	185,902	22.7%	179,425	23.3%	173,248	24.1%	
鳥取県	588,667		567,193		544,484		-7.5%	519,861		494,364		468,146		441,038		-25.1%
65歳以上	155,133	26.4%	169,983	30.0%	178,214	32.7%		178,855	34.4%	175,360	35.5%	169,940	36.3%	168,467	38.2%	
75歳以上	85,976	14.6%	90,386	15.9%	93,967	17.3%		104,817	20.2%	110,609	22.4%	110,048	23.5%	105,551	23.9%	
徳島県	785,491		755,619		722,519		-8.0%	686,332		648,962		610,592		571,016		-27.3%
65歳以上	212,423	27.0%	236,255	31.3%	247,105	34.2%		245,950	35.8%	239,662	36.9%	232,391	38.1%	229,820	40.2%	
75歳以上	115,480	14.7%	123,360	16.3%	129,177	17.9%		146,009	21.3%	152,958	23.6%	150,081	24.6%	142,640	25.0%	
計	22,277,331		22,029,475		21,566,014		-3.2%	20,931,609		20,185,531		19,360,929		18,487,764		-17.0%
65歳以上	5,161,503	23.2%	6,020,179	27.3%	6,344,450	29.4%		6,356,096	30.4%	6,380,830	31.6%	6,481,942	33.5%	6,725,357	36.4%	
75歳以上	2,379,004	10.7%	2,838,827	12.9%	3,331,171	15.4%		3,889,794	18.6%	3,995,881	19.8%	3,867,648	20.0%	3,817,565	20.6%	
全国	128,057,000		126,597,000		124,100,000		-3.1%	120,659,000		116,618,000		112,124,000		107,276,000		-16.2%
65歳以上	29,484,000	23.0%	33,952,000	26.8%	36,124,000	29.1%		36,574,000	30.3%	36,849,000	31.6%	37,407,000	33.4%	38,678,000	36.1%	
75歳以上	14,194,000	11.1%	16,458,000	13.0%	18,790,000	15.1%		21,786,000	18.1%	22,784,000	19.5%	22,454,000	20.0%	22,230,000	20.7%	

※都道府県別推計人口は「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より、全国推計人口は「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」より(いずれも国立社会保障・人口問題研究所による)。全国推計人口は千人単位の統計となっている。

参考44

関西広域連合
道州制のあり方研究会

道州制における地方税財政制度

平成25年11月18日

関西学院大学
林宜嗣

Ⅰ　現行の地方税財政システム

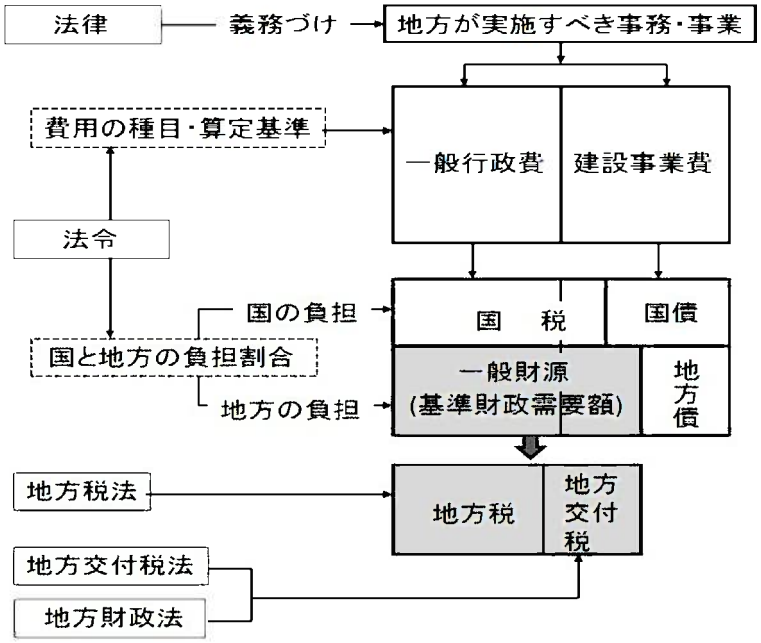

Ⅱ　地方税財政改革はシステム全体を見通す必要あり

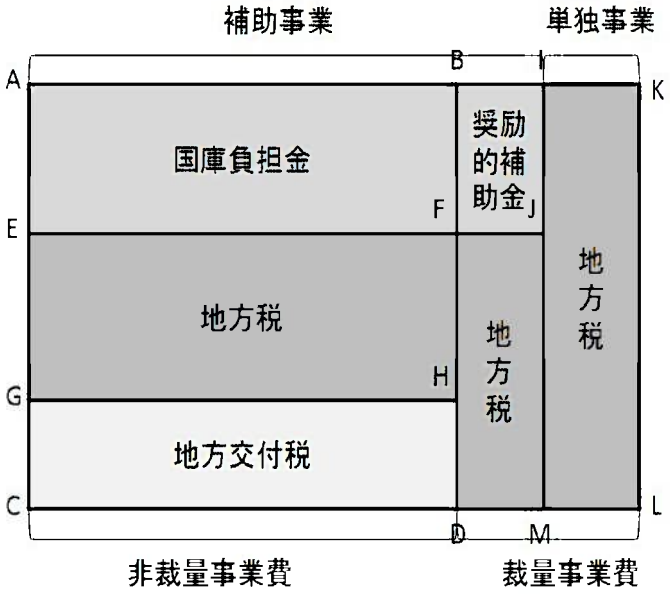

地方税財政制度は、自治体行政の「財源調達」という一側面にすぎない

どのような役割を担い、そのために必要な費用はどの程度かを決めずに財源調達を論ずると、「原則論」の域を出ることはできない。

- 州の自治を尊重するためにも、できるかぎり自主財源（税）で財源を賄うべき。
- その際、税は安定的、応益的、普遍的等（地方税原則）な特徴を備えるべき。
- それでも地域間格差が生じる場合には、財政調整で格差是正を行うべき。
- 財政調整は地方分権的な「水平的財政調整」が望ましい。

これでは具体的な制度設計を行えない。
制度設計には量的分析（シミュレーション）が不可欠。

Ⅲ　具体的な制度設計を行うために先決すべき論点

論点Ⅰ：州はどのような役割を担うべきか？

◆国と地方の税源配分と機能配分はセットで

ねらいは単にマクロベースで地方の歳出と税収を一致させることではなく、「受益」と「負担」を一致させること。
税体系、地方税の構造も受益を考慮したものになるべき。

その際、役割として、企画立案（意思決定）機能としてとらえるべき。
実施主体としてであれば、歳出の自由度はなく、したがって、財源は税でなくても良い。

5

論点Ⅱ：国と地方（州）の関係をどうするのか？

財政の本来の姿は「量出制入」：国の財政はそうなっている。
しかし、地方財政の現状は「事務・事業の義務付け」＋「量入制出」

「融合型」から「分離型」に変更するのか？

政策目標（例えば、外国人観光客を増やす）を実現することを考えてみる。
観光産業の主役は民間、公共部門は環境整備
環境整備は国、広域自治体、基礎自治体がそれぞれ最も適した役割を担うべき（他の行政分野も同様）。
国が担う役割は、国自らが実施するのか？地方との契約を結んで地方が国に代わって実施するのか？

これによって、財源調達のあり方は違ってくる。

6

国と地方の関係（望ましい姿）

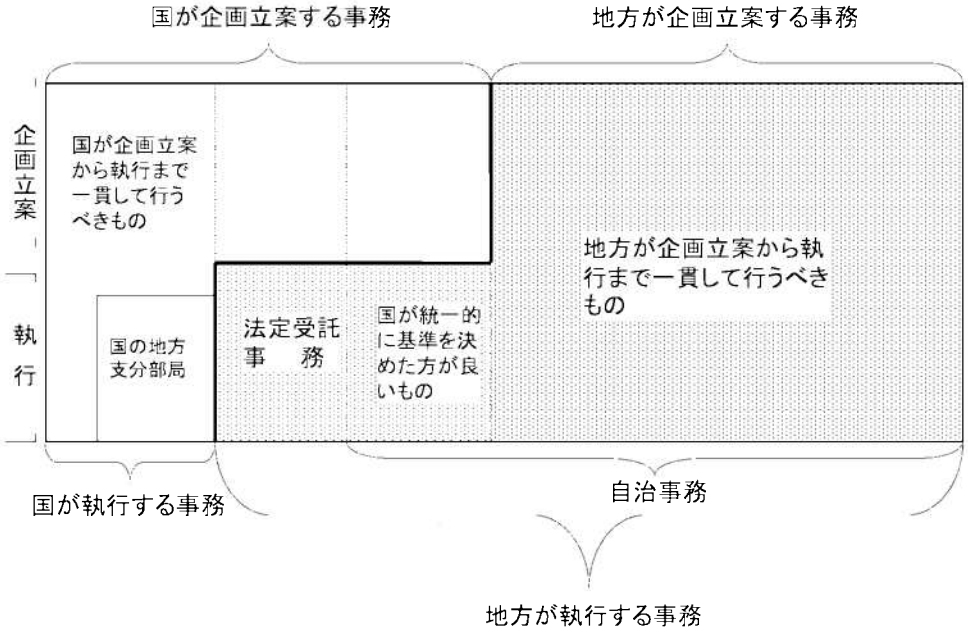

国の仕事を地方が肩代わりするときは、「契約」によるべき。

論点Ⅲ：地方税改革といっても複数の段階がある

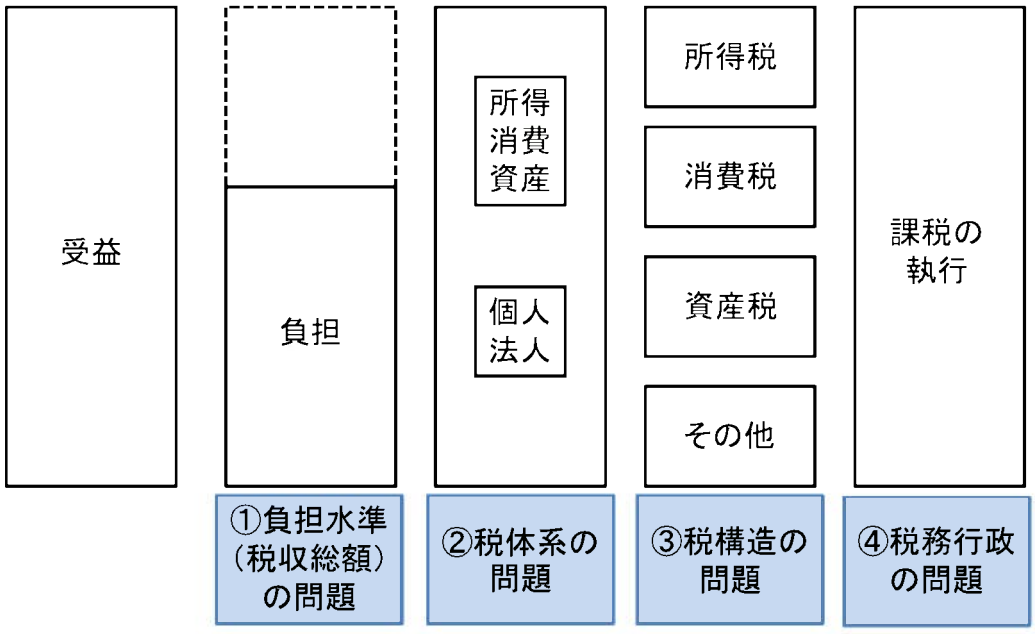

どの段階の改革を実現しようとしているのかを明確に。

論点Ⅳ：税収格差の是正は税制改革の目標か？

実態経済の格差拡大は法人二税の格差拡大に直結
格差是正のためには、分割基準の操作が必要。
現行課税制度を残したままで分割基準を操作するのは限界。

都道府県別に見た人口と労働力人口の将来予測増減率
（2010～35）　（単位:%）

	人口増減率			人口増減率			人口増減率	
	総人口	労働力		総人口	労働力		総人口	労働力
北海道	−21.6	−33.2	石川県	−18.2	−27.9	岡山県	−14.3	−22.5
青森県	−26.9	−38	福井県	−17.8	−26.5	広島県	−16.8	−26.6
岩手県	−24.9	−34.8	山梨県	−16.5	−25.7	山口県	−26.1	−35.7
宮城県	−16	−26	長野県	−19.4	−27.9	徳島県	−23.2	−32.4
秋田県	−31.7	−42.9	岐阜県	−16.4	−25.7	香川県	−20.8	−30.8
山形県	−23.9	−32.3	静岡県	−14.5	−25.4	愛媛県	−23.2	−32.9
福島県	−21.1	−30.5	愛知県	−3.6	−12.5	高知県	−25.1	−33.6
茨城県	−17.6	−29	三重県	−14.3	−22.9	福岡県	−12.1	−21.6
栃木県	−13.5	−24	滋賀県	−2.8	−10.9	佐賀県	−17.8	−26.2
群馬県	−16.1	−25.9	京都府	−14.1	−23.3	長崎県	−24.5	−34.4
埼玉県	−11.3	−24.2	大阪府	−16.3	−27.2	熊本県	−18	−27.2
千葉県	−9.2	−22.6	兵庫県	−14.2	−24.8	大分県	−19.8	−28.8
東京都	0.9	−9.1	奈良県	−22.3	−33.9	宮崎県	−20.9	−31.7
神奈川県	−3	−14.7	和歌山県	−28.8	−38.5	鹿児島県	−20.8	−29.4
新潟県	−22.9	−32.3	鳥取県	−18.5	−25.9	沖縄県	4.4	−2.8
富山県	−20.9	−30.8	島根県	−25.3	−33.1	全国	−13.4	−23.5

資料）国立社会保障・人口問題研究所（07年5月推計）
労働力人口は社人研の年齢階級別人口予測から林が推計。

論点Ⅴ：財政調整は最終結果として答えが出るもの

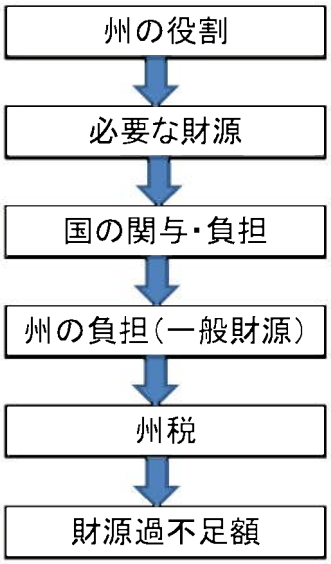

財源保障すべき行政水準は？

標準行政
ミニマム行政：ミニマムを超える部分には財政力格差の影響が及ぶ。

「税収格差のみを是正すべき」という主張は正しいのか？
どの水準で調整（均等化）するかは、結局、行政サービス水準によって決まる。

論点Ⅵ：財政調整（州間、市町村間）はどこが担うべきか？

水平的財政調整制度の導入：財源は州共有税で

オーストラリアのGST（Goods and Service Tax）交付金が参考に。

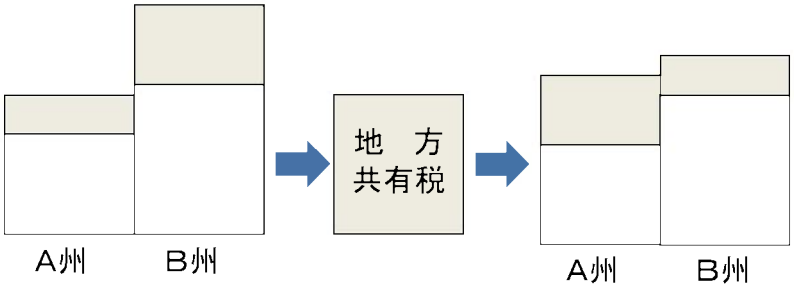

財政調整前　　財政調整後

州の代表からなる財政調整委員会で配分を決定

11

参考 45

平成 25 年 11 月 18 日

課税自主権と租税競争・租税回避
—米国州法人税を例として

大阪学院大学　　村上　睦

米国の州政府　独自の課税権・・・課税方式・税率・課税ベースが州によって異なる

米国州法人税における州間租税関係
　多州間取引を行う法人の各州内での所得をいかに算定するか
　　法人の所得の発生場所はどこか
　　どの課税管轄区域が課税権を有するか
　　複数の課税管轄区域間にいかに課税権を割り当てるか
　　　個別会計方式　　定式配賦方式　　特定配分方式

全米租税協会　　個別会計方式から定式配賦方式への移行を提案
　定式配賦方式の統一化
　　＊UDITPA　(The Uniform Division of Income for Tax Purposes Act)　1957 年
　　州間における課税所得の配賦のモデル法　（定式配賦方式の統一化問題を各州の自発的努力を通じて解決をめざす）
　　事業所得は資産要素、給与要素、売上高要素の 3 要素を均等にウェイト付けして配分することを規定
　　不統一の場合の弊害　①コンプライアンス・コストが多額　②課税ベースの過剰配賦と過少配賦を通じた重複課税、過少課税　③徴税当局（租税輸出、自州企業の優遇、企業誘致）・納税者（タックス・プランニング戦略）双方に誘因

　　＊連邦において下院法案で 2 要素方式が主張された　　1966 年
　　州際通商課税特別委員会（下院）　1965 年
　　＊多州間租税協定　(The Multistate Tax Compact　MTC)　1966 年
　　州際課税分野における連邦法の成立が州の財政自主権の浸食をもたらすことへの反発から、州レベルで制定　　多州間租税委員会の設立
　　多州間租税委員会が UDITPA の採用を勧告　　1994 年 25 州で採用

連邦対州の財政主権を巡る対立は州の自発的な解決という結果となり、課税方法・税法上の解釈は州税務当局に委ねられることとなった。その結果、州の側では、租税競争、納税

者の側では、タックス・プランニング戦略が可能となったとされている。

租税競争　　経済停滞に伴う租税競争

① 配賦方式の変更　　売上高要素にダブルウェイトをおく方式

州内法人　多くの資産、多額の給与　　州内法人の税負担の軽減

州外法人　販売活動が主で、資産や給与は少ない　　州外法人に多額の課税

州内に企業立地の誘因　　州外法人への差別的課税…近隣窮乏化政策と非難

売上高のみの１要素方式をとる州の増加　　例　テキサス州（ＭＴＣは批准）

② スローバック条項の不採用

州内の製造業者に競争上の優位を与える目的

タックス・プランニング戦略　　多州間で展開している企業全体の税負担総額の最小化

個別独立会計の場合

＊低収益部門を高税率州に移転

＊州内で稼得された所得をタックスヘイブン州の子会社に付け替える

＊無形資産や株式・債権をタックスヘイブン州の子会社に移転

＊タックスヘイブン州の子会社が高税率州の法人に貸し付け、利子を受け取る

定式配賦方式の場合

＊仕向地州で法人税が課されない場合売上高要素のスローバック条項のない州から搬送

＊高税率州から低税率州へ在庫を保管する部門を移す

＊低税率州で、3要素の割合を高める

租税競争と租税回避防止の綱引き

例　ウィスコンシン州は2009年から個別独立会計から合算申告に変更

二重課税・過少課税の排除には統一化が条件

「最も必要とされるのは共通のルールであり、どのルールが選択されるべきかということは同一のルールを採用すべきということより重要でない」

「統一性が科学的な正確性に勝る」

参考文献

・村上　睦（1990）「移転価格税制とユニタリー・タックス」　石　弘光編著『グローバル化と財政』　有斐閣。
・伊藤公哉（2011）「法人所得税の課税管轄権―チャールズ　E．マクルーア著『歴史の長い影：アメリカ合衆国及び欧州連合の法人所得税に関する主権、租税帰属、立法と司法判断』の紹介と分析」　『横浜国際社会科学研究』第16巻第1号。
・伊藤公哉（2012）「企業グループの連結・合算範囲―アメリカ合衆国の州法人所得税の検討」法と経済学会　2012年度全国大会
・小泉和重（1995）「アメリカ政府間租税関係と州法人税―定式配賦方式を対象に―」『アドミニストレーション』第2巻4号。
・税務アップデート｜ＫＰＧＭ｜ＵＳ
http://www.kpmg.com/us/en/industry/japanese-practice/pages/2011-issue4-article5-jp

参考46

地方分権の推進に関する意見書

『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』
地方財政自立のための７つの提言

平成１８年６月７日
地　方　六　団　体

全　国　知　事　会
全国都道府県議会議長会
全　国　市　長　会
全国市議会議長会
全　国　町　村　会
全国町村議会議長会

目　　次

はじめに……1

１．分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画……3

【提言１】「新地方分権推進法」の制定……3

～今、改めて、国民・国会の力で分権を

【提言２】「地方行財政会議」の設置……3

～「国と地方の協議の場」の法定化

２．分権改革の税財政面での具体的方策……4

【提言３】地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増……4

【提言４】「地方交付税」を「地方共有税」に……5

～法定率を見直し、特別会計に直入、

特例加算・特別会計借入を廃止

【提言５】税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）……6

して約２００とし、地方の改革案を実現

【提言６】国と地方の関係の総点検による財政再建……7

【提言７】財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、……8

住民負担の導入

はじめに

「未完の改革」をもう一度動かすために

国会が全会一致で地方分権の推進を決議した平成５年（１９９３年）以来、平成７年（１９９５年）に地方分権推進法が施行され、その後６年間続いた「第一次分権改革」は、自治体を「国の下請け機関」とみなしてきた機関委任事務制度を廃止し、国と地方を法制度上、「上下・主従」から「対等・協力」の関係に変えた。さらに、地方の税財政に焦点を当てた平成１４年（２００２年）からの「三位一体の改革」は、国から地方へ３兆円の税源移譲を実現した。

これらの改革は、明治の近代国家形成期から昭和の高度経済成長期までの時代に、この国の基本的なかたちとして機能してきた「国が決めて地方が従う」という中央集権の原理を、「自分たちの地域のことは自分たちで決める」という自治・分権の原理へ、歴史的に転換する貴重なステップだった。

しかし、権限と組織を頑なに守ろうとする中央省庁の壁は厚く、「三位一体の改革」では、３兆円の税源移譲が実現したとはいうものの、そのための財源を生み出すために必要だった多くの国庫補助負担金の廃止は見送られ、国の強い関与を残したまま国の補助負担率を引き下げる手法が用いられ、地方の自由度の拡大という点では不十分だった。

また、国と地方が対等の立場で協議を行う「国と地方の協議の場」が設けられたことは大きな意味があったが、実際には十分に機能したとはいえない。

日本の地方分権はなお、「未完の改革」にとどまっており、多くの国民の共感を呼び起こし、それを支えに改革をもう一度動かさなければならない。

この１３年間の過程で得られた成果と経験を活かし、残された多くの課題を乗り越えるためには、国民に夢を与える分権型の国の仕組みと社会の将来像を示し、暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、文化や産業などの地域の個性を活かしたまちづくりができ、住民から信頼される自治体の姿を描くことが必要である。

本意見の位置づけ

本意見は、地方六団体で設置した「新地方分権構想検討委員会」から、去る５月１１日提出を受けた「分権型社会のビジョン（中間報告）」の提言を踏

まえ、税財政改革を中心とした７つの提言を緊急に取りまとめ、地方自治法第２６３条の３第２項の規定に基づき、地方六団体として意見を提出するものである。

なお、法定受託事務、奨励的補助金、道路特定財源、特定地域における特例措置に関することなど、これまで地方六団体から国に対して提言等を行ってきたもののうち本意見の中で記述していないものがあるが、これらの提言等については、今後、必要に応じ、改めて意見等としてとりまとめることを検討するものである。

本意見は、「第一次分権改革」の端緒となった平成６年（１９９４年）９月の「地方分権の推進に関する意見書」以来、１２年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権を行使するものであり、我々の重大な決意と意見提出権の重みを十分に理解していただき、真摯な対応をしていただきたい。

各政党や国会議員各位におかれても、先に国会で全会一致で決議されたように、地方分権の実現について断固とした決意をもって、国民、各界・各層に訴えかけていただきたい。

そして、全国津々浦々において、地方分権に関する国民的な関心が高まり、政府内、そして国会において地方分権に関する活発な議論が行われ、本意見に掲げる提言が実現される日が、一日も早く来ることを強く期待したい。

最後に、本意見に掲げる提言が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６」（骨太の方針２００６）に反映されることはもとより、その実現に向けて内閣及び国会が動き出すことをあらためて強く求める。

１．分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画

【提言１】

「新地方分権推進法」の制定
～今、改めて、国民・国会の力で分権を

【提言２】

「地方行財政会議」の設置
～「国と地方の協議の場」の法定化

１．第一期改革を踏まえ、平成１９年度（２００７年度）以降の第二期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、「（仮）新地方分権推進法」を制定する。

２．「（仮）新地方分権推進法」には、地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定、次のような内容の「（仮）地方行財政会議」の設置等を定める。

（１）「（仮）地方行財政会議」の設置の趣旨

分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる。

（２）「（仮）地方行財政会議」の事務及び権限

以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。

① 国と地方の役割分担のあり方
② 国による関与・義務づけのあり方
③ 地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担金のあり方
④ 地方税財政制度のあり方
⑤ 地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策

等

３．「（仮）地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこととする。

４．「（仮）新地方分権推進法」は議員立法によることも視野に入れ、制定する。

２．分権改革の税財政面での具体的方策

【提言３】

地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

１．国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とする。

２．偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、地方共有税（地方交付税）に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の人口を大幅に拡大する。

（１）　消費税と地方消費税の割合を４：１から２．５：２．５にする。
（２）　所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに３％上乗せする。

３．地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。

４．これにより、まずは国税と地方税の税源配分を５：５とする。

【提言４】

「地方交付税」を「地方共有税」に
～法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止

１．地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「（仮）地方行財政会議」において検討の上、以下の７項目の改革を一体的に行うこととする。

（１） 名称を以下のとおり変更する。
① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
② 国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」

（２） 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。

（３） 現在の財源不足（Ｈ18 年度 8.7 兆円）を解消するため、地方共有税（地方交付税）の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

（４） ３年から５年に一度、地方共有税（地方交付税）の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

（５） その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。

（６） 特例加算や特別会計による借入れは行わない。

（７） 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げる。

【提言５】

税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）して約２００とし、地方の改革案を実現

１．分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となる。これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止（一般財源化）することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すべきである。

２．国庫補助負担金改革に当たっては、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、生活保護費等真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、原則として廃止(一般財源化)する。
　当面、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止(一般財源化)する。

３．国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるために、補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止（一般財源化）する。

４．国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設すべきではない。

５．国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止する。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきことから、早急にこれを廃止する。

【提言６】

国と地方の関係の総点検による財政再建

１．国・地方を通じた行財政改革・財政再建を徹底して行う。この場合には、次のような国と地方の関係を総点検する。

（１） 国と地方の役割分担の明確化
（２） 国による関与・義務づけの廃止・縮小
（３） 国と地方の二重行政の解消
（４） 権限の移譲に対応した国の出先機関の廃止・縮小
（出先機関を自治体に移管する際には、事務の執行について国から全く関与されないこととする。）
（５） 地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち、未だ整理されていないものの廃止

２．自治体自らの責任と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進する。特に給与の適正化を厳格に行う。国は、地方よりも遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。

３．行財政改革の推進は、国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に大きく寄与することとなるが、なお、不十分な場合には、更に国庫補助負担金を廃止すべきである。

地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域社会に必要不可欠な公共サービスを提供することができるよう、財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。

【提言７】

財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、住民負担の導入

１．住民が自分の自治体の財政状況に常に関心を持ち、自治体の財政運営に対するチェック機能を高めることで、健全な財政状況を保ち、財政再建団体となることを未然に防止するため、

（１）財政再建団体となる基準等について、普通会計への負担につながる企業会計等や外郭団体（地方公社、第三セクター等）の負債も考慮した、フローとストック両面の透明性の高い財政指標等を開発する。

（２）財政運営の透明性を確保するため、情報公開を徹底する。

①　外郭団体の情報公開の推進
②　非公開情報の明確化や迅速でわかりやすい情報提供の推進
③　定期的な財政状況の公表

（３）勧告権の付与による権限の強化など監査機能を充実する。

２．自治体が住民の監視による自主的な財政の健全化を行うことができず、財政再建団体となった場合には、

（１）　首長・議会の責任を問う仕組みを強化する。
（２）　住民負担を求める仕組みを導入する。
（３）　貸し手責任は問わず、債務は完全に履行する。
　　但し、工業用地造成事業債等、その償還財源を特定の事業収入のみとすべき地方債については、貸し手責任を問う仕組みを検討する。

３．地方債の自治体全体での共同発行機関を設ける。

４．財政再建制度の見直しは、地方の参画のもとで行う。

参考 47

2013 年 12 月 18 日

関西広域連合「道州制のあり方研究会」
道州制における税財政制度を巡る論点

沼尾波子（日本大学）

１．道州制に関する税財政制度検討について

（１）道州制といっても同床異夢
・道州制導入の意義、目的、ならびに国、道州、基礎自治体それぞれの姿が不明確
・国と地方の役割分担に応じた税財源配分の検討が必要

（２）日本の状況
・小さな島国であるとともに、国土の 7 割弱を森林が占め、欧州に比べて急峻な山々に水源が宿るという構造。国土開発や保全のコストは地域によって大きく異なるが、上流の中山間地域と下流の都市部は、いわば相互依存の関係にある。
・諸外国と比べて、国内で、言語、文化、生活習慣などの差異が比較的少ない。
・義務教育は全国均質的に普及している。（市場化、民営化による格差拡大は生じている。）
・インフラや施設の整備・普及状況をみると、三大都市圏や太平洋ベルト地帯にかなり偏って整備されてきた。
・グローバル化、IT 化の進展に伴い、経済の東京一極集中の傾向は加速しており、こうしたグローバル企業（本社）は行政機構のあり方にかかわらず、東京に集中することが想定される。

（３）税源の在り方を巡る議論
１）事務権限配分からみた税源配分
○第 28 次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」
・偏在度の低い税目を中心に地方に税源を移すことで、地方税中心の財政構造を構築し、地方の財政運営の自主性及び自立性を高めることを提起。
○道州制ビジョン懇談会中間報告
・道州や基礎自治体において、偏在性が小さく安定性を備えた新たな税体系を構築すること。道州や基礎自治体が、税目並びに税率等を独自に決定するなど、課税自主権を付与することに言及
○自民党「道州制基本法案」
・「道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、道州及び基礎自治体に必要な税源を付与するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設ける」

・更なる税源移譲は必要か？　⇒自主財源主義か一般財源主義か
・地方分権改革の推進、東京への一極集中の緩和、行財政効率化に資するのかどうか疑問

○税源が大きく偏在する状況で、地方公共財の「応益原則」の名のもと、自主財源主義を追求することの妥当性
○道州単位で所得再分配機能を担うとすれば、低所得者対策等の水準が道州によって異なることを容認できるか
○道州単位で経済安定化機能を担うとすれば、財政政策だけでどこまでの調整が可能か（通貨が「東京円」「大阪円」と分化されない限り、金融政策の分権化はできない。

２）税源偏在
・国税５税について一人当たり税収額から偏在性をみると、法人税、相続税、所得税の順で遍在度が高い。
⇒国から地方へ更なる税源移譲を実施し、道州単位でのサービス給付を考え、財政調整制度の機能強化を考えない場合、道州間で財政力に大きな格差が生じる。

①消費税
・比較的遍在性は低い。
・道州ごとに独自の税率や課税対象を定めることを認めれば、徴税事務が複雑化すると同時に、物流や経済取引に障害を与えることも考えられる。
・社会保障と税の一体改革では、消費税の使途は社会保障四経費と整理

②法人税
・法人税による租税政策（税制優遇による投資や生産活動の刺激など）を道州が担うとすれば、法人税の道州への移譲が必要
・法人税は地域間の偏在性が大きいことから、ナショナル・ミニマムの確保を目指すのであれば、手厚い財政調整が必要
・租税競争は、東京一極集中をさらに拡大する可能性がある。経済力が乏しく財政力の弱い道州は、企業誘致や産業振興のための優遇税制など積極的な経済政策を施す余裕がもてない。
・法人税は景気の影響を受けやすく、安定的な財源としては課題もある。
・租税政策、財政政策だけで経済対策が可能か。（通貨発行権は道州にはなく、財政政策と金融政策の一体的実施は困難。）

③所得税・相続税
・所得再分配機能を道州が担うとすれば、累進課税型の所得税や相続税を道州の税源とす

ることが考えられる。だが、その結果、地域により負担水準に格差が生じる可能性が高い。
・相続税を委譲した場合、遺産取得税方式をとる日本の相続税では、相続財産の所在にかかわらず納税義務者である相続人の居住地に税収が帰属することになる。

⇒
・税源の遍在性や財政需要の地域間格差を考慮すれば、自主財源主義に基づいて、道州単位で財政運営を行うことは難しいと考えられる。また、ナショナル・ミニマムという考え方を国民が放棄できるのかについても疑問が残る。
・財政調整制度と租税政策の両立には、ナショナル・ミニマムを基本とする「標準税率」設定と財政需要を考慮した財政調整制度の設定、ならびに、基準以外のサービスや施策を選択できる権限（税率操作権や独自課税創設の権限）を持つことが必要である。

（４）財政調整制度
１）ナショナル・ミニマムについて
○第２８次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」
国が全国一律の基準を定め、これに従って都道府県（及び市町村）が実施しているもの（又は市町村が実施し、これに対して都道府県が関与や調整を行っているもの）については、国はナショナル・ミニマムに係る基準など本来国が定めるべきものを定めることに重点化する。
○道州制ビジョン懇談会「中間報告」
生活保護、年金、医療保険等のナショナル・ミニマムならびに警察治安・広域犯罪対策については、十分な議論を行い、基礎自治体と道州が果たすべき役割と、国が責任をもつべき部分を検討する。
○自由民主党「道州制に関する第３次中間報告を踏まえた論点整理」
社会保障（年金を除く）、義務教育、警察・消防について最低限全国一律に義務づけられる事務」の適正な執行の確保をはかる観点から、「現在の地方負担分を含め全額国が負担する新しい制度を創設し、必要な財源保障・財政調整を国の役割において行うかを検討する。
○道州制推進知事・指定都市市長連合「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程－国民的な議論を喚起するための試案－」
社会保障や義務教育、警察など、国の基準に基づき、全国的に一定水準の行政サービスを保障するための費用については、国と基礎自治体、道州の税源配分を踏まえつつ、国から基礎自治体及び道州への負担金制度等の創設を検討する。

参考：平成25年度政府一般会計歳出・歳入

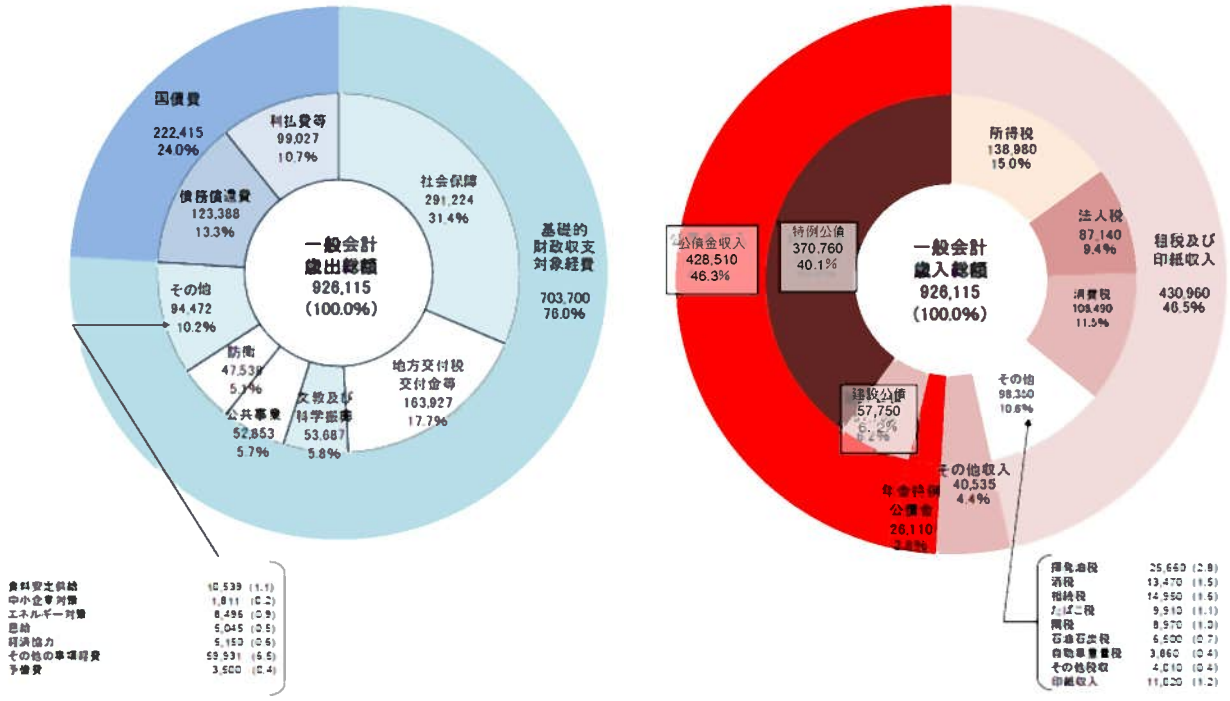

２）道州間財政調整

・道州制推進論のなかで、国税を原資とした垂直的調整は分権化に反するとの見方から、道州間での水平的財政調整制度創設を主張する声

⇒・いったんある道州に入った税収を他の道州に交付する制度をつくることは困難。（富裕団体が、そうでない自治体の財源を融通する義務を負う理由を説明できない。）

・調整財源の必要額について道州間で合意形成を図ることは困難。（欧州で水平的財政調整を導入しているのは、地域間の不均衡が小さく、調整財源の不足が生じていない北欧諸国が中心。ドイツでは、水平調整だけではうまくいかず、垂直調整を併用。）

・東京一極集中が進む中で、税源は首都圏に遍在しており、一定水準の行政サービスを全国的に保障するための水平調整を実施しようとすれば、事実上、調整財源の多くを首都圏が拠出する可能性も

・国・地方をあげて財源が不足する状況下で、総額確保が困難となれば、道州間で行政サービス水準に大きな格差が生じる可能性⇒人口移動を引き起こす可能性

・垂直的財政調整を通じたナショナル・ミニマム（スタンダード）の保障。

・国は、国民に対する生存権保障の責任を負う。

↔財政調整・財源保障を通じた国の関与を問題視する指摘

財源保障の問題か？規律密度の問題か？

3）市町村間の財政調整

・市町村間の財政調整は、一国全体で行うのか。それとも道州内で行うのか。

Cf. 市町村間の財政調整は各道州の役割

（道州制ビジョン懇談会中間報告、道州制推進知事・指定都市市長連合案）

⇒「道州ミニマム」を考えるとすれば、道州の財政力や、各道州の財政調整・財源保障に対する考え方によって、調整の方法や水準が異なる可能性

4）財政調整の方法

・一人当たり税収格差の是正など、「収入」だけで財政調整することは難しい

・財政需要について「人口」「面積」でシンプルに需要を算定できるか

⇒一人当り税収格差の是正、人口・面積当たりで財政需要額を見積もることの限界

（5）債務をめぐる問題

1）国と地方の債務をどうするか

・国と地方の長期債務残高は、平成25年度末には950兆円に達する見込み（国は750兆円、地方は200兆円程度）

○道州制ビジョン懇談会「中間報告」

国の資産（道路、治水利水等の公共施設、文化教育施設等）は道州に売却、国の債務を軽減する案が提示。道州全体における権限・税財源の移譲が同時に行われるべきと指摘。

○「地域主権型道州制－国民への報告書－」（2010年2月）

資産・負債を同額移管する「ストックの交換」の原則を、一般会計・特別会計の全てにわたって適用。グロス（総額）で見れば地方の資産・負債規模は拡大するが、ネット（資産マイナス負債）では変化はない。また、国においても名称（勘定科目）が変わるだけでグロス、ネット上の規模の変化は何もない。

○経済同友会「道州制移行における課題－財政面から見た東京問題と長期債務負担問題－」（平成22年5月）

「道州制という新しい国と地方のかたちに移行する場合、既存債務と新規債務については、これを予算から分離し、実質的な影響を最小限にすることが必要である」

⇒国の特別会計分のうち、地方で行うことが適切な業務については資産・債務・職員をセットで移管し、特別会計分の残りと、国の一般会計分の長期債務については債務返済を目的とする別組織（債務返済機構：仮称）を設立し、既存債務をすべて移管

・国から道州に大幅な税源を移譲した場合、国の債務償還財源の確保をどうするかという問題が生じる。

・全国町村会が行ったシミュレーションでは、資産と建設国債残高を一体的に道州に移譲した場合の一人当たり債務残高は、人口規模が小さく経済的条件が厳しいブロックにおいて高くなるという結果。

2）道州債発行について

(2)道州債の発行をめぐる考察

・政府部門の債券発行は課税権を担保としており、道州への税源配分が確定して初めて道州債の発行について論じることが可能となる
・現在、地方債の信用を実質的に支えているのは、地方交付税等を通じた国の財源保障。国から道州への財源保障機能が縮小されれば、道州債の信用力に大幅な差が生じる可能性。経済力の弱い道州は資金調達が困難になり、社会基盤の格差がさらに拡大する恐れ。
・道州債を日本銀行がどこまで買い入れるのか。道州債発行と金融政策との関係をどう考えるか。

（6）むすびにかえて

○国民が公平に享受すべき生存権を保障するために、ナショナル・ミニマム（スタンダード）の基準があり、財政調整と財源保障が行われてきた経緯がある。
○道州単位で税源偏在や債券発行条件が大きく異なる場合、行政サービスやインフラ整備（維持・更新）の状況が地域によって大きく異なり、格差が拡大する可能性がある。
○こうした格差是正を考えるなら、国が地方財政計画や地方債計画等を通じて財源保障を行う仕組みを維持することが必要。
○都道府県を道州に再編し、道州に権限・財源を移譲することで、日本の各地域に多様な経済都市が生まれ、地域経済の成長や発展が促されるかどうかは疑問。
○必要なのは、ナショナル・ミニマム（スタンダード）の保障とともに、地方が担う分野における政策決定の自主性を最大限保障すること。
○国民全体で、都市と農村、上流と下流、高齢世代と若年世代など、異なる地域・立場の人々が互いの社会経済的役割を理解しながら、負担について理解しあえるかどうかが、一番の課題。

以　上

３．道州制推進基本法案（骨子案）[H25 年 10 月　自民党道州制推進本部]

道州制推進基本法案（骨子案）

平成 25 年 10 月 30 日

地方の時代と言われて、既に相当の年月が経過している。しかしながら、地方分権の推進は、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達していると考えられる。依然として中央集権と国依存型の統治構造が維持され、東京一極集中と地方の過疎化が進んでいる。国の財政状況は極めて厳しく、このままでは、地方財政も更に厳しい局面に立たされることとなる。

国は、外交、防衛や真に全国的な視点に立って行わなければならない社会保障や教育の根幹など本来の国の役割により重点を移すべきである。一方で、地方で判断し、行動できることは地方の責任において処理し、今一層の地方の主体性を確立していかなければならない。

また、世界市場における国際競争が激化する中で、我が国が国際社会において確固たる地位を占め続けるためには、各地域が自らの判断でそれぞれの強みを発揮し、国際的な競争力を高めていかなければならない。そのためには、より広域でより力の蓄積のあるこれまでとは次元の異なる地方自治の主体を構築する必要がある。それが道州である。

道州は、地域の経営主体として、経済成長を担い、雇用を確保し、地方圏への人口の流れを創出するなどにより時代の変化に対応する力を生み出していかなければならない。基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、行政サービスを地域住民の自治を基盤として提供していかなければならない。新しい時代を切り拓いていくためには、新しい国のかたちを作り上げることが、今求められている。

もとより道州制の導入は国、都道府県、市町村の全てを通じた大きな統治構造の改革であり、その実現には国民の合意と協力が必要である。そこで、まず道州制の全体像を国民に提示し、地方や各分野における意見を十分に踏まえ、国民的な議論を開始する必要がある。その上で、道州制の導入について、国会において適切な結論を得るものとする。

ここに、道州制の導入の在り方について、具体的な検討を開始するため、この法律を制定する。

第１　総則

１　趣旨~~目的~~

この法律は、道州制の導入の在り方について具体的な検討に着手するため、当該検討の~~その~~基本的方向及び手続を定める~~とともに、必要な法制の整備について定めることを目的~~もの~~とする。

２　定義

①　道州

「道州」は、道又は州をその名称の一部とし、一の都道府県の区域より広い区域（地理的条件等を踏まえ一の都道府県の区域をその区域とすることが適当と認められる場合にあっては、当該一の都道府県の区域）をその区域として~~において~~設置され、基

礎自治体を包括する広域的な地方公共団体であって、~~広域事務（国から移譲された事務をいう。）~~国及び都道府県から移譲承継された~~承継した~~事務を処理する~~ものをいう~~~~広域的な地方公共団体である~~。

② 基礎自治体

「基礎自治体」は、市町村の~~区域を基礎として設置され、従来の市町村の~~事務及び都道府県から移譲承継された~~承継した~~事務を処理する基礎的な地方公共団体~~をいう~~~~である~~。

③ 道州制

「道州制」は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度~~をいう~~~~である~~。

3 基本理念

道州制~~の導入~~は、次に掲げる事項を基本理念として~~行われなければ導入されなければ~~ならない。

① 国の役割及び機能の改革の方向性を明らかにすること。

② ~~中央集権体制を見直し、~~国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、道州及び基礎自治体を中心とする地方分権体制を構築すること。

③ 国の事務を国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないものに極力限定し、国家機能の集約~~、~~及び強化を図ること。

④ ③に規定する事務以外の国の事務については、国から道州へ広く権限を移譲し、道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を有する~~持つ~~地域経営の主体として構築すること。

⑤ 基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、~~従来の~~都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え~~、かつ~~、自ら実践~~することが~~できる~~地域完結性を有する~~主体と~~~~して構築~~すること。

⑥ 国及び地方公共団体の組織を簡素化し、国~~、~~と地方を通じた徹底した行政改革を行うこと。

⑦ 東京一極集中を是正し、多様で活力ある地方経済圏を創出し得るようにすること。

4 道州制の基本的な方向

道州制~~について~~は、次に掲げる基本的な方向に沿って制度化されなければならない。

① 都道府県~~に代わる新たな広域的な地方公共団体としてを廃止し~~、全国の区域を分けて道州を設置する~~こと~~。~~ただし、~~都の在り方については、道州制国民会議において、その首都としての機能の観点から総合的に検討するものとする。

② 道州は、~~広域的な地方公共団体とし、3③に規定する事務を除き~~、国~~及び都道府県~~から移譲承継された~~道州へ大幅に事務を移譲させて、広域事務を処理するとともに、一部都道府県から承継した~~事務を処理する~~ものとすること~~。

③ 基礎自治体は、~~市町村の区域を基礎として編成し~~、~~従来の~~市町村の事務を処理するとともに、~~都道府県から移譲承継された~~住民に身近な事務~~は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継させて、当該事務~~を処理する~~ものとすること~~。

④ 道州は、~~基礎自治体に~~おける~~おいては、従来の市町村の区域において、~~地域コミュ

ニティがの維持、及び発展が可能となるできるよう、制度的配慮するものとすることを行う。

④⑤　道州及び基礎自治体の長及び議会の議員及び長は、住民が直接選挙すること。

⑤⑥　道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう道州の自治立法権限の拡大、強化拡充を図ること。

⑥⑦　国の行政機関は、整理地方支分部局を含め、再編若しくは合理化をし、又は道州へ移譲するとともに、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は極力縮小すること。

⑦⑧　道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、道州及び基礎自治体に必要な税源を付与するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設けること。

第２　道州制推進本部

１　設置

内閣に、道州制推進本部（以下「本部」という。）を置く。

２　所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

①ア　道州制に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。事務

②イ　道州制に関する施策の実施の推進に関すること。事務

③ウ　①ア及び②イに掲げるもののほか、法令の規定により本部に属する属させられた事務

３　組織

本部は、道州制推進本部長、道州制推進副本部長及び道州制推進本部員をもって組織する。

４　道州制推進本部長

①　本部の長は、道州制推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

②　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

５　道州制推進副本部長

①　本部に、道州制推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

②　副本部長は、本部長の職務を助ける。

６　道州制推進本部員

①　本部に、道州制推進本部員（以下②において「本部員」という。）を置く。

②　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

７　資料の提出その他の協力

①　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

②　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

~~７~~８　事務局

①　本部に、その事務を処理させるため、~~本部に~~事務局を置く。

②　事務局に、事務局長~~のほか、所要その他~~の職員を置く。

③　事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

~~８~~９　主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

１０　政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第３　道州制国民会議

１　設置

内閣府に、道州制国民会議を置く。

２　所掌事務

道州制国民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

①ア　内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議すること。

②イ　~~①ア に規定するの~~重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

③ウ　①ア及び②イに掲げるもののほか、法令の規定により~~その権限~~道州制国民会議に~~属する~~属させられた事務

３　組織

道州制国民会議は、委員３０人以内で組織する。

４　委員

①　委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

②　委員は、非常勤とする。

５　会長及び副会長

①　道州制国民会議に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

②　会長は、会務を総理する。

③　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　専門委員

道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

７　部会

会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

８　資料の提出その他の協力

①　道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

②　道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

９　事務局

①　道州制国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

②　事務局に、事務局長その他の職員を置く。

③　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

~~３~~１０　道州制国民会議への諮問等

①　内閣総理大臣は~~、次に掲げる事項については~~、道州制に関する重要事項を道州制国民会議に諮問しなければならない。

②　①の重要事項を例示すると、おおむね次のとおりである。

ア　道州の~~区割り~~区域、事務所の~~所在地~~位置その他道州の設置に関すること。

イ　国、道州及び基礎自治体の事務の分担に関すること。

ウ　国の~~機構~~行政機関の再編並びに国の道州及び基礎自治体への関与の在り方に関すること。

エ　国の立法権限~~、~~並びに道州及び基礎自治体の自治立法権限~~及び~~並びにその相互関係に関すること。

オ　道州及び基礎自治体の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関すること。

カ　道州及び基礎自治体の公務員制度並びに道州制の導入に伴う公務員の身分の変更等に関すること。

キ　道州及び基礎自治体の議会の在り方~~並びに~~及び長と議会との関係に関すること。

ク　道州及び基礎自治体の名称~~、規模及び編成の在り方並びに~~その他の組織に関すること。

ケ　基礎自治体間の事務の共同処理、道州による基礎自治体の事務の代行等基礎自治体の事務の補完の在り方に関すること。

コ　基礎自治体における地域コミュニティの役割に関すること。

~~ケ　道州及び基礎自治体の組織に関すること。~~

~~コ~~サ　首都及び大都市の在り方に関すること。

~~サ　道州制の導入に関する国の法制の整備に関すること。~~

シ　都道府県の事務の道州及び基礎自治体への移譲承継手続その他~~の~~道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関すること。

②③　道州制国民会議は、~~道州制に関する重要事項について調査審議を行うため~~必要があると認めるときは、都道府県及び市町村の意見を聴くものとする。

~~4~~１１　答申

道州制国民会議は、~~3の~~１０①により諮問を受けた~~場合に~~ときは、当該諮問を受けた日から３年以内に内閣総理大臣に答申をしなければならない。

~~5~~１２　中間報告

内閣総理大臣は、~~3の諮問事項について~~必要があると認めるときは、道州制国民会議に対し、中間報告を求めることができる。

~~6~~１３　国会への報告

内閣総理大臣は、~~道州制国民会議から5~~１１の答申及び１２の中間報告~~及び3の諮問に対する答申~~を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

~~7　組織~~

~~①　道州制国民会議は、委員３０人以内で組織する。~~

~~②　委員は、国会議員、地方公共団体の長及び議会の議員並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。~~

~~③　委員（国会議員を除く。）の任命については、両議院の同意を得なければならない。~~

~~④　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。~~

~~⑤　委員は、再任されることができる。~~

~~⑥　委員は、非常勤とする。~~

~~8　会長及び会長代理~~

~~①　道州制国民会議に会長及び会長代理１人を置き、委員の互選によってこれを定める。~~

~~②　会長は、会務を総理する。~~

~~③　会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。~~

~~9　専門委員~~

~~道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。~~

~~10　部会~~

~~会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。~~

~~１１　事務局~~

~~①　道州制国民会議の事務を処理させるため、道州制国民会議に事務局を置く。~~

~~②　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。~~

~~③　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。~~

１４　地方六団体との協議

政府は、道州制について地方六団体と協議を行い、その内容が道州制国民会議の調査審議に適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

~~１２~~１５　設置期限

道州制国民会議は、~~４~~１１の答申をした日から起算して６月を経過する日まで置かれるものとする。

１６　政令への委任

この法律に定めるもののほか、道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第４　~~法制の整備~~必要な措置

政府は、~~道州制国民会議の~~第３　~~４~~１１の答申があったときは~~、当該答申に基づき~~、道州制に関する国民的な議論を踏まえ、~~２年を目途に~~速やかに、~~必要な~~法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする~~を実施しなければならない~~。

第５　その他

~~①　この法律に定めるもののほか、本部及び道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。~~

~~②　道州制国民会議が設置されている間、地方制度調査会の所掌から道州制国民会議の所掌に属するものを除くものとする。~~

①　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、②の規定は、公布の日から施行する。

②　第３　４による道州制国民会議の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

③　その他所要の規定の整備を行う。

道州制への移行のための改革基本法案の概要

第1 目的

我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進する。

基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置する。

第2 基本理念及び基本方針

(1)道州の設置等、(2)国の事務の道州への移譲等、(3)国及び地方公共団体の税財政制度の見直し、(4)都道府県の廃止等、(5)市町村の事務等を法律に規定。

第3 道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

内閣に推進本部を置き、内閣府に道州制国民会議を置く。
推進本部：道州制への移行のための改革の推進に関する総合調整等を行う。
道州制国民会議：内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項の調査審議等を行う。

この法律の施行後10年以内を目標として道州が設置され、新たな体制への移行が開始されるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

第180回国会提出法案
（みんなの党提出）

第1段階の法律の制定

「道州制への移行のための改革基本法」の制定。
⇒ 内閣に道州制への移行のための改革推進本部を置く。

第2段階の法律の制定

政府は、基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な法制上の措置を講ずる（第1段階の法律の施行後2年以内）。

第3段階の法律の制定

道州制への移行のための改革について関係法律の整備を行う。

道州制への移行のための改革による新たな体制への移行。
（第1段階の法律の施行後7年以内を目標）

第183回国会提出法案
（日本維新の会・みんなの党共同提出）

第1段階の法律の制定

「道州制への移行のための改革基本法」（本法案）の制定。
⇒ 内閣に道州制への移行のための改革推進本部を置き、内閣府に道州制国民会議を置く。

道州制国民会議は、内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議。
⇒ 諮問を受けた日から3年以内に内閣総理大臣に答申。

第2段階の法律の制定

2年を目途に道州制への移行のために必要な法制の整備を実施。

道州制への移行のための改革による新たな体制への移行。
（第1段階の法律の施行後10年以内を目標）

日本維新の会 JAPAN RESTORATION PARTY　みんなの党

H25.6.21みんなの党政策調査会作成

道州制への移行のための改革基本法案

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　道州制への移行のための改革の基本方針（第五条―第九条）
第三章　道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議
　第一節　道州制への移行のための改革推進本部（第十条―第十九条）
　第二節　道州制国民会議（第二十条―第二十四条）
第四章　道州制への移行のために必要な法制の整備（第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国の国のかたち（日本国憲法の理念の下における国と地方公共団体の全体を通じた統治の構造をいう。）を新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への

移行のための改革（この法律の規定に基づいて、地方自治の仕組みを広域の地方公共団体である道州と基礎的な地方公共団体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）との二層制に移行するとともに、これに伴い国及び地方公共団体の組織及び事務、国と地方公共団体の税源配分等を抜本的に見直す改革をいう。以下同じ。）について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　道州制への移行のための改革は、道州において、個性豊かで活力に満ち、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会が形成され、及び地域経済が自律的に発展するとともに、行政、経済、文化等に関する機能が我が国の特定の地域に集中することなく配置されるようにし、あわせて、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことができるよう、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一　広域の地方公共団体である道州を設置して、道州においてその地域の特性に応じた独自性のある施策を展開することができる地方自治制度を確立すること。

二　国の事務は国が本来果たすべき役割に係るものに特化し、国の府省、地方支分部局その他の国の行政組織の改廃を行うとともに、国の行政機能の強化を図ること。

三　国が本来果たすべき役割に係る事務を除き、国が所掌する事務を道州に移譲するとともに、道州が施策の企画及び立案と実施とを一貫して行う体制を確立することにより、道州が行政需要に的確に対応して効率的に事務を実施することができるようにすること。

四　道州の財政運営における自主性を確保し、道州が自主的かつ自立的にその役割を果たすことができる地方財政及び地方税に係る制度を確立すること。

五　住民に身近な行政はできる限り基礎的な地方公共団体が担い、道州がこれを補完するものとし、市町村について、基礎的な地方公共団体としてあるべき姿となる地方自治制度並びに地方財政及び地方税に係る制度を確立するとともに、行政需要に的確に対応して効率的に事務を実施することができるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、道州制への移行のための改革を推進する責務を有する。

2　国は、道州制への移行のための改革を推進するに当たっては、地方公共団体の意見に配慮するものとする。

3　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国による道州制への移行のための改革の推進に協力する責務を有する。

（実施の目標時期）

第四条　道州制への移行のための改革については、この法律の施行後十年以内を目標として道州が設置され、新たな体制への移行が開始されるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

第二章　道州制への移行のための改革の基本方針

（道州の設置等）

第五条　市町村を包括する広域の地方公共団体として、全国の区域を分けて道又は州を設置するものとする。

2　道州の区域は、廃止される国の地方支分部局から移譲される事務及び事業を道州が適切に遂行するにふさわしい区域を基礎として定めるものとする。

3　道州の境界は、従来の都道府県の境界と異なるものとすることを妨げないものとする。

4　道州の行政組織は、道州がその果たすべき役割を適切に遂行するにふさわしいものとなるように自主的に定めることができるようにするものとする。

（国の事務の道州への移譲等）

第六条　国は、次に掲げる事務については引き続き担うものとし、当該事務以外の事務（これに係る企画及び立案を含む。）については道州に移譲するものとする。

一　外交、安全保障、出入国管理、通貨その他の国際社会における国家としての存立に関わる事務

二　私法に関する法秩序の維持、公正取引の確保その他の全国的に統一して定めることが不可欠である国民の諸活動に関する事務

三　全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施その他国が本来果たすべき役割に係る事務

（国及び地方公共団体の税財政制度の見直し）

第七条　道州及び市町村がその事務を自主的かつ自立的に執行することができるように、国、道州及び市町村の税源がそれぞれの事務に要する経費に応じて配分されるようにすること、道州及び市町村がその地域

の実情に応じて自主的に課税を行うことができるようにすることその他の税制の抜本的見直しを行うものとする。この場合において、併せて、効率的かつ適正に徴税することができる仕組みを構築するようにするものとする。

2　道州間における財政の調整については、道州間の協議を基本として自律的に行う制度を設けるものとする。

3　道州の区域内の市町村間における財政の調整については、道州がこれを行う制度を設けるものとする。

（都道府県の廃止等）

第八条　道州の設置に伴い、都道府県は、廃止するものとする。

2　都道府県が行っている事務のうち、広域にわたるもの及び市町村に関する連絡調整に関するものは、道州に移譲するものとし、その他の事務は、市町村に移譲するものとする。この場合において、その規模又は性質において市町村が処理することが困難なものについては、複数の市町村において共同して処理することができるようにするものとする。

（市町村の事務等）

第九条　市町村は、従来の市町村の事務に加え、都道府県の廃止に伴い都道府県から移譲された事務を行うものとする。

2　市町村の規模の適正化及び市町村の事務処理の共同化については、道州において必要な措置を講ずることができるようにするものとする。

第三章　道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

第一節　道州制への移行のための改革推進本部

（道州制への移行のための改革推進本部の設置）

第十条　道州制への移行のための改革を総合的に推進するため、内閣に、道州制への移行のための改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第十一条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道州制への移行のための改革の推進に関する総合調整に関すること。

二　道州制への移行のための改革の推進に関する法律案及び政令案の立案に関すること。

三　道州制への移行のための改革の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

（組織）

第十二条　本部は、道州制への移行のための改革推進本部長、道州制への移行のための改革推進副本部長及び道州制への移行のための改革推進本部員をもって組織する。

（道州制への移行のための改革推進本部長）

第十三条　本部の長は、道州制への移行のための改革推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（道州制への移行のための改革推進副本部長）

第十四条　本部に、道州制への移行のための改革推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び道州制への移行のための改革担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、道州制への移行のための改革に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（道州制への移行のための改革推進本部員）

第十五条　本部に、道州制への移行のための改革推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第十六条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第十七条　本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3　事務局長は、道州制への移行のための改革に関する事務に関し必要な識見及び能力を有する者のうちから

ら、内閣総理大臣が任命する。

4　事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

（主任の大臣）

第十八条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第十九条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　道州制国民会議

（設置）

第二十条　内閣府に、道州制国民会議を置く。

（所掌事務）

第二十一条　道州制国民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣総理大臣の諮問に応じて第二十九条第一項に掲げる事項その他の道州制に関する重要事項を調査

審議すること。

二　前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

三　前二号に掲げるもののほか、法令の規定により道州制国民会議に属させられた事務

（組織）

第二十二条　道州制国民会議は、委員三十人以内で組織する。

（委員）

第二十三条　委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第二十四条　道州制国民会議に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第二十五条　道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（部会）

第二十六条　会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

（資料の提出その他の協力）

第二十七条　道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2　道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第二十八条　道州制国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

（道州制国民会議への諮問等）

第二十九条　内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、道州制国民会議に諮問しなければならない。

一　道州の区域、事務所の位置その他道州の設置に関すること。

二　国、道州及び市町村の事務の分担に関すること。

三　国の行政組織の改廃に関すること。

四　国、道州及び市町村の立法権限及びその相互関係に関すること。

五　道州及び市町村の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関すること。

六　道州及び市町村の公務員制度並びに道州制への移行に伴う公務員の身分の変更等に関すること。

七　道州及び市町村の議会の在り方及び長と議会との関係に関すること。

八　市町村の名称、規模及び編成の在り方並びに市町村における地域コミュニティに関すること。

九　道州及び市町村の組織に関すること。

十　首都及び大都市の在り方に関すること。

十一　道州制への移行のための国の法制の整備に関すること。

十二　都道府県の事務の道州及び市町村への移譲手続その他道州制への移行に伴い検討が必要な事項に関すること。

2　道州制国民会議は、道州制に関する重要事項について調査審議するため必要があると認めるときは、都道府県及び市町村の意見を聴くものとする。

（答申）

第三十条　道州制国民会議は、前条第一項の規定により諮問を受けたときは、当該諮問を受けた日から三年以内に内閣総理大臣に答申をしなければならない。

（中間報告）

第三十一条　内閣総理大臣は、第二十九条第一項に掲げる事項について必要があるときは、道州制国民会議に対し、中間報告を求めることができる。

（国会への報告）

第三十二条　内閣総理大臣は、第三十条の答申及び前条の中間報告を受けたときは、これを国会に報告する

ものとする。

（設置期限）

第三十三条　道州制国民会議は、第三十条の答申をした日から起算して六月を経過する日まで置かれるものとする。

（政令への委任）

第三十四条　この法律に定めるもののほか、道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　道州制への移行のために必要な法制の整備

第三十五条　政府は、第三十条の答申があったときは、二年を目途に道州制への移行のために必要な法制の整備を実施しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条　第二十三条第一項の規定による道州制国民会議の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、道州制への移行のための改革基本法（平成二十五年法律第　　号）第三十三条に規定する日までの間、同法第二十一条に規定する事務及びこれに関連する事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

附則第二条の二第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

附則第四条第一項中「沖縄振興特別措置法」の下に「（平成十四年法律第十四号）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　道州制への移行のための改革基本法第三十三条に規定する日までの間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる道州制国民会議は、本府に置く。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十八条のうち内閣府設置法附則第二条第四項に一号を加える改正規定中「附則第二条第四項」を「附則第二条第五項」に改める。

第六十九条のうち内閣府設置法附則第二条第四項第四号を削る改正規定中「附則第二条第四項第四号」を「附則第二条第五項第四号」に改める。

理　由

我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置することにより、これを総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約一億四千万円の見込みである。